

障 害 者

福祉制度のごあんない



©群馬県 ぐんまちゃん

※令和5年4月時点の福祉制度の概要を説明した冊子です。

詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

群馬県

目次

相談窓口	1	日常生活自立支援事業(福祉サービス利用支援事業)	26
市町村役所(場)一覧	1	ヘルプマークの交付	26
基幹相談支援センター	2	ヘルプカードの交付	26
市保健所	2	障害福祉サービス等の概要	27
県保健福祉事務所	3	総合的な自立支援システム	27
県児童相談所	3	支給決定の流れ	27
発達障害者支援センター	4	利用者負担のしくみ	28
心身障害者福祉センター	4	障害者総合支援法による自立支援給付	29
こころの健康センター	5	児童福祉法による給付	29
医療的ケア児等支援センター	6	県内事業所一覧	30
県障害者芸術文化活動支援センター	6	身体・知的・精神障害者共通事項	31
高次脳機能障害支援相談窓口	7	短期入所事業	31
群馬県警察本部	7	ホームヘルパーの派遣	31
市町村障害者虐待防止センター一覧	8	特定求職者雇用開発助成金	31
県障害者権利擁護センター	8	障害者委託訓練	31
障害者 110 番・群馬県障害者差別相談窓口	9	身体障害児者向け事業	32
みんなの人権 110 番	9	身体障害者手帳の交付	32
法テラス	9	自立支援医療(更生医療)の給付	32
成年後見制度に関する相談窓口	9	★自立支援医療(育成医療)の給付	32
公共職業安定所	10	特定医療(指定難病)の給付	32
労働基準監督署	10	特定疾患医療の給付	32
群馬労働局	10	先天性血液凝固因子障害医療の給付	32
障害者職業センター	10	★小児慢性特定疾病医療の給付	33
障害者就業・生活支援センター	11	重度身体障害者(児)住宅改造費補助	33
年金事務所・全国健康保険協会	11	じん臓機能障害者等通院交通費補助	33
群馬県消費生活センター	12	手話通訳者・要約筆記者の派遣	33
障害者相談員	12	字幕入り映像ライブラリー	33
身体障害者結婚相談	12	聴覚障害者向け情報機器の貸し出し	34
民生委員・児童委員	12	ガイドヘルパーネットワーク	34
共通事項(年金手当税金など)	13	身体障害者補助犬の給付	34
障害基礎年金	13	盲ろう者向け通訳・介助員派遣	34
特別障害給付金	13	視覚障害者社会参加促進事業	34
心身障害者扶養共済制度	14	点字郵便物等の無料配達	35
特別児童扶養手当	14	点字図書・録音図書の貸し出し	35
児童扶養手当	14	デージー(CD)録音図書再生機の貸し出し	35
特別障害者手当	15	補装具費の支給	35
障害児福祉手当	15	★難聴児補聴器購入支援事業	36
交通遺児奨学手当	15	日常生活用具の給付・貸与	36
相続税の障害者控除	15	★車いすリサイクル事業	37
所得税の障害者控除	16	改造自動車に係る消費税の非課税	37
市町村民税・県民税の障害者控除	16	介護用車両購入費用の助成	37
自動車税(種別割・環境性能割)の減免	17	身体障害者教習用自動車貸与	37
生活福祉資金の貸付	19	障害者のパソコン相談・機器体験	38
NHK放送受信料の減免	20	在宅重度身体障害者出張パソコン講習	38
N T T 番号案内無料措置「ふれあい案内(無料番号案内)」	20	知的障害児者向け事業	39
携帯電話の障害者割引	20	療育手帳の交付	39
運賃の割引	21	★障害児子育て支援事業	39
有料道路通行料の減免	22	日常生活用具の給付・貸与	39
高齢運転者等専用駐車区間制度(専用場所駐車標章)	22	精神障害者向け事業	40
思いやり駐車場利用証制度	23	精神障害者保健福祉手帳の交付	40
駐車禁止除外指定車標章の申請	24	自立支援医療(精神通院医療)の給付	40
国際シンボルマーク	25	日常生活用具の給付・貸与	40
身体障害者標識・聴覚障害者標識	25	その他各種事業	41
重度心身障害者医療費の助成(福祉医療)	25	在宅重度心身障害者等デイサービス事業	41
		日中一時支援事業(登録介護者事業・サービスステ	

ーション事業).....	41	身体障害者福祉センター.....	42
日中一時支援事業(心身障害児集団活動訓練事業)		点字図書館.....	42
.....	41	聴覚障害者コミュニケーションプラザ.....	42
障害者福祉ホーム.....	41	県立補装具製作施設.....	42
地域活動支援センター.....	41	ふれあいスポーツプラザ.....	43
各種施設.....	42	ゆうあいピック記念温水プール.....	43
のぞみの園.....	42	バリアフリーマークの紹介.....	44

相談窓口

市町村役所(場)一覧

各種制度の利用に関する相談は、最も身近な市町村が窓口になります。また、利用するためには、あらかじめ該当窓口へ申請が必要な制度もあります。

市町村名	担当課	所在地	郵便番号	電話(代表)	
前橋市	障害福祉課	前橋市朝日町三丁目 36 番 17 号	371-0014	027-220-5711	
高崎市	障害福祉課	高松町 35-1	370-8501	027-321-1111	
桐生市	福祉課	織姫町 1-1	376-8501	0277-46-1111	
伊勢崎市	障害福祉課	今泉町 2-410	372-8501	0270-24-5111	
太田市	障がい福祉課	浜町 2-35	373-8718	0276-47-1111	
沼田市	社会福祉課	下之町 888 テラス沼田	378-8501	0278-23-2111	
館林市	社会福祉課	城町 1-1	374-8501	0276-72-4111	
渋川市	地域包括ケア課	石原 80	377-8501	0279-22-2111	
藤岡市	福祉課	中栗須 327	375-8601	0274-22-1211	
富岡市	福祉課	富岡 1460-1	370-2392	0274-62-1511	
安中市	福祉課	安中 1-23-13	379-0192	027-382-1111	
みどり市	社会福祉課	笠懸町鹿 2952	379-2395	0277-76-2111	
北群馬郡	榛東村	健康保険課	新井 790-1	370-3593	0279-54-2211
	吉岡町	介護福祉課	下野田 560	370-3692	0279-54-3111
多野郡	上野村	保健福祉課	乙父 630-1	370-1616	0274-59-2309
	神流町	保健福祉課	万場 90 番地 6	370-1592	0274-57-2111
甘楽郡	下仁田町	福祉課	下仁田 682	370-2601	0274-82-2111
	南牧村	保健福祉課	大日向 1098	370-2806	0274-87-2011
	甘楽町	福祉課	白倉 1395-1	370-2213	0274-67-7655
吾妻郡	中之条町	住民福祉課	中之条町 1091	377-0494	0279-75-2111
	長野原町	町民生活課	長野原 1340-1	377-1392	0279-82-2246
	嬭恋村	健康福祉課	大前 110	377-1692	0279-96-0511
	草津町	福祉課	草津 28	377-1792	0279-88-0001
	高山村	保健みらい課	中山 3410	377-0702	0279-63-1311
	東吾妻町	保健福祉課	原町 1046	377-0892	0279-68-2111
利根郡	片品村	保健福祉課	鎌田 3967-3	378-0498	0278-58-2111
	川場村	健康福祉課	谷地 3200	378-0101	0278-52-2111
	昭和村	健康福祉課	糸井 388	379-1298	0278-24-5111
	みなかみ町	町民福祉課	後閑 318	379-1393	0278-62-2111
佐波郡	玉村町	健康福祉課	下新田 201	370-1192	0270-65-2511
邑楽郡	板倉町	福祉課	板倉 2682-1	374-0192	0276-82-1111
	明和町	介護福祉課	新里 250-1	370-0795	0276-84-3111
	千代田町	住民福祉課	赤岩 1895-1	370-0598	0276-86-2111
	大泉町	福祉課	吉田 2465 保健福祉総合センター内	370-0523	0276-62-2121
	邑楽町	福祉介護課	中野 2570-1	370-0692	0276-88-5511

基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村等が設置主体として相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、相談等業務を総合的にを行うことを目的とした施設です。

名 称	所 在 地	電 話 F A X	対象地域
前橋市基幹相談支援センター	371-0014 前橋市朝日町三丁目 36-17 前橋市保健所 1 階障害福祉課内	027-220-5714 027-223-8856	前橋市
高崎市基幹相談支援センター	370-8501 高崎市高松町 35-1	027-321-1239 027-326-8876	高崎市
桐生市障害者基幹型相談室	376-8501 桐生市織姫町 1-1 桐生市役所 1 階福祉課内	0277-43-0294 0277-43-0294	桐生市
伊勢崎市障害者基幹相談支援センター	372-0058 伊勢崎市西田町 71 伊勢崎市障害者センター内	0270-75-5771 0270-75-5688	伊勢崎市
太田市障がい者相談支援センター	373-8718 太田市浜町 2-35 太田市役所 1 階	0276-57-8210 0276-57-8215	太田市
利根沼田障害者相談支援センター	378-0044 沼田市下之町 888 テラス沼田 6 階	0278-25-3781 0278-25-3782	沼田市・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町
渋川広域障害福祉なんでも相談室	377-0008 渋川市渋川 1760-1 渋川ほっとプラザ内 1 階	0279-30-0294 0279-30-0322	渋川市・吉岡町・榛東村
藤岡市基幹相談支援センター	375-0024 藤岡市藤岡 664-5 藤岡市障害者支援センターきらら内	0274-24-6858 0274-25-8059	藤岡市
相談支援事業所みのり (基幹相談支援センター)	370-2455 富岡市神農原 559-1	0274-89-2014 0274-67-1104	富岡市・甘楽町・下仁田町・南牧村
安中市障害児者基幹相談支援センター (相談支援事業所 スア・リーベ)	379-0115 安中市中宿 913-1	027-380-5385 027-380-5386	安中市
みどり市障がい者基幹相談支援センター	379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952 社会福祉課内	0277-76-0975 0277-76-9089	みどり市
あがつま相談支援センターやまぼと	377-0425 吾妻郡中之条町西中之条 240-3	0279-25-8004 0279-25-8004	中之条町・長野原町・嬭恋村・草津町・高山村・東吾妻町
玉村町障がい者(児)基幹相談支援センター	370-1132 佐波郡玉村町下新田 602 まちなか交流館 1 階	0270-75-1212 0270-75-1260	玉村町

市保健所

感染症等の対人保健対策及び食品衛生関係等の対物保健対策の業務を行います。

保健所名	所在地	電話番号 F A X	担当する地域
前橋市保健所	371-0014 前橋市朝日町三丁目 36 番 17 号	027-220-5781 027-223-8835	前橋市
高崎市保健所	370-0829 高崎市高松町 5-28	027-381-6111 027-381-6124	高崎市

県保健福祉事務所

保健福祉事務所は保健・医療・福祉の総合的な相談窓口です。

保健福祉事務所名	所在地	電話番号 F A X	担当する地域
渋川保健福祉事務所	377-0027 渋川市金井 394	0279-22-4166 0279-24-3542	渋川市、北群馬郡
伊勢崎保健福祉事務所	372-0024 伊勢崎市下植木町 499	0270-25-5066 0270-24-8842	伊勢崎市、佐波郡
安中保健福祉事務所	379-0132 安中市高別当 336-8	027-381-0345 027-382-6366	安中市
藤岡保健福祉事務所	375-0012 藤岡市下戸塚 2-5	0274-22-1420 0274-22-3149	藤岡市、多野郡
富岡保健福祉事務所	370-2454 富岡市田島 343-1	0274-62-1541 0274-64-2397	富岡市、甘楽郡
吾妻保健福祉事務所	377-0425 吾妻郡中之条町大字西中之条 183-1	0279-75-3303 0279-75-6091	吾妻郡
利根沼田保健福祉事務所	378-0031 沼田市薄根町 4412	0278-23-2185 0278-22-4479	沼田市、利根郡
太田保健福祉事務所	373-0033 太田市西本町 41-34	0276-31-8241 0276-31-8349	太田市
桐生保健福祉事務所	376-0011 桐生市相生町二丁目 351	0277-53-4131 0277-52-1572	桐生市、みどり市
館林保健福祉事務所	374-0066 館林市大街道一丁目 2-25	0276-72-3230 0276-72-4628	館林市、邑楽郡

※業務内容により、担当する地域が異なる場合があります。

県児童相談所

児童福祉に関する相談に応じるとともに、専門的な調査・判定・指導を行います。

児童相談所名	所在地	電話番号 F A X	担当する地域
中央児童相談所	379-2166 前橋市野中町 360-1	027-261-1000 027-261-7333	前橋市、伊勢崎市、佐波郡
北部児童相談所	377-0027 渋川市金井 394	0279-20-1010 0279-22-2277	沼田市、渋川市、北群馬郡、 吾妻郡、利根郡
西部児童相談所	370-0829 高崎市高松町 6	027-322-2498 027-322-5602	高崎市、藤岡市、富岡市、 安中市、多野郡、甘楽郡
東部児童相談所	370-0321 太田市新田木崎町 369-5	0276-57-6111 0276-57-6175	桐生市、太田市、館林市、 みどり市、邑楽郡

○児童相談所虐待対応ダイヤル

189 番（いちはやく） ※お近くの児童相談所につながります。

○電話相談：相談専門電話（こどもホットライン 24）

日頃抱えている子育ての悩みなどについて電話相談員が 365 日 24 時間受け付けています。
0120-783-884（フリーダイヤル）※携帯電話からは 027-263-1100

○来所相談

居住地を所管している児童相談所へあらかじめ電話で連絡して来所日時を決めてください。

- ①一般相談＝月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ②専門相談＝完全予約制（実施日は下表のとおり）

相談内容\児童相談所別	中央	北部	西部	東部
児童の発達の遅れ・情緒不安定の相談・児童の知的障害等の相談	原則水・木曜日	木曜日及び 第 1・第 3 金曜日	原則水・金曜日	月・木曜日

○子ども虐待通報

受付日時	通 報 先
平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	居住地を所管している児童相談所
上記以外 (24 時間・年中無休)	0120-783-884 (フリーダイヤル)

※上記フリーダイヤルは携帯電話からは使用できません。

携帯電話からは次の番号へ通報してください。027-263-1100(携帯電話用)

発達障害者支援センター

発達障害に関する相談・就労等の支援及び理解の普及・啓発を行います。

郵便番号	所在地	電話番号 F A X	Eメール
371-0843	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 7 階	027-254-5380 027-254-5383	hatsutatsuse@pref.gunma.lg.jp

1. 対象者

群馬県内にお住まいで、自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム、注意欠陥・多動性障害 (ADHD)、学習障害 (LD) の診断のある方、あるいはその疑いをお持ちの方、ご家族、関係機関

2. 支援内容

- ・家庭、学校、職場等での日常生活について様々なご相談を受け、必要に応じて心理検査や医師による相談も行いながら、ご本人への関わり方を一緒に考え、関係機関と情報を共有し、連携して支援を行います。
- ・発達障害に関する基本的な理解や、家庭・学校・職場等での具体的な対応方法について、研修会、セミナー等を開催します。

3. 相談方法

原則として来所相談。電話でご連絡をいただき、必要な手続を経て相談日を決定しています。

4. 相談時間

月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 9 時～午後 5 時 15 分

心身障害者福祉センター

※一般相談を除き各事業とも予約制です。

<http://www.pref.gunma.jp/07/p10210004.html>

又は県HP トップページ > 組織から探す > 健康福祉部 > 心身障害者福祉センター

所在地	電話番号	FAX
〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 2 階	027-254-1010	027-254-2299

○身体障害

1. 相談・判定事業 (一般相談を除き、窓口は市町村となります。)

主として 18 歳以上の身体障害者を対象として、医師、理学療法士、看護師、作業療法士、身体障害者福祉司などが専門的立場から、次のような相談・判定を行っています。

①一般相談 ②補装具の判定に関する事 ③自立支援医療の判定に関する事

相談・判定		受付時間	
一般相談		毎週月～金曜日	午前 9 時～午後 5 時
医学的判定	整形外科	毎月第 1・2・3・4 火曜日	午前 10 時～正午
		毎月第 1・2・3・4 木曜日	午後 3 時～午後 5 時
	眼 科	毎月第 3 木曜日	午後 1 時～午後 3 時
	耳 鼻 科	毎月第 1・2・4 木曜日	午後 1 時～午後 3 時
		毎月第 3 水曜日 (※)	(※)午前 9 時 30 分～ 午前 11 時 30 分
内 科	毎週水曜日	午前 11 時～午後 1 時	

※都合で休診になる場合があります。また、祝日も休診となります。

2. 巡回相談事業 (予約の窓口は市町村となります。)

遠隔地にお住まいの方のために、巡回相談(整形外科) や在宅重度身体障害者訪問診査を行っています。

3. **地域リハビリテーション事業**（予約の窓口は市町村となります。）
在宅生活相談：家庭を訪問し、介護方法・福祉機器の利用・住宅の改造等の相談に応じます。
4. **身体障害者手帳の交付**
身体障害者手帳の交付を行っています（前橋市、高崎市を除く）。 →p.32 参照

○知的障害

1. **相談・判定事業**（一般相談を除き、窓口は市町村となります。）
主として18歳以上の知的障害者を対象として、医師・心理判定員などが専門的立場から次のような相談・指導を行っています。
①療育手帳の判定に関する事 ②職親委託の判定に関する事

	受付時間		
一般相談	毎週月～金曜日	午前9時～午後5時	
心理学的 職能的判定 医学的判定（精神科）	毎週木曜日 毎月2回（水曜日） 毎月第1・2・4金曜日	午前10時～午後3時	予約制

※都合で休診になる場合があります。また、祝日も休診となります。

2. **巡回相談事業**（予約の窓口は市町村となります。）
遠隔地にお住まいの方のために、巡回相談や在宅訪問診査を行っています。
3. **生活相談支援事業**
施設・事業所等の利用者の生活場面における困り事について相談に応じます。
4. **療育手帳の交付**
療育手帳の交付を行っています。 →p.39 参照。

こころの健康センター

心の病気などについて、ご本人やご家族からの相談に応じます。

郵便番号	所在地	電話番号
379-2166	前橋市野中町 368	精神保健相談 027-263-1156

1. 電話・メール相談

相談区分	受付時間等	電話番号・メールアドレス
電話相談	こころの健康センター電話相談 (依存症、思春期、うつ等のこころの相談) 月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前9時～午後5時	027-263-1156
	自殺予防の電話相談 「こころの健康相談統一ダイヤル」 月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前9時～午後10時	0570-064-556 ※通話料の他ナビダイヤル利用料がかかります。
	ひきこもりの電話相談 「ひきこもり支援センター」 月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前9時～午後5時	027-287-1121
メール相談	24時間受付 ※回答の返信には1～2週間かかります。お急ぎの場合は、電話相談をご利用ください。	メールアドレス：kokoro@pref.gunma.lg.jp ※件名に「相談希望」と記入し、内容、相談者と当事者の関係、年齢、性別、お住まいの市町村等記入願います。

2. 面接相談・家族教室等

面接相談は完全予約制です。電話（027-263-1156）による事前申込みが必要となります。
都合により実施日が変更になる場合があります。

面接相談・家族教室等		実施予定日
医師による 面接相談	思春期	第2水曜日（午後）、奇数月第3木曜日（午後）
	自死遺族相談	第1木曜日（午後）
	依存症 （薬物、アルコール、ギャンブル等）	第2火曜日（午前）、偶数月第3火曜日（午後）、 第4水曜日（午前）
	ひきこもり	第1水曜日（午前）
*家族教室等	依存症家族教室	第2火曜日（午後）
	ひきこもり家族教室	※詳細はお問い合わせください。
	自死遺族交流会	※詳細はお問い合わせください。
*当事者支援	ぐんま〜ぷ	第1金曜日（午後）、第3金曜日（午後）

※教室等への参加を希望する場合、事前にこころの健康センターの医師による面接相談を受けていただいた後に、改めて教室のご案内となります。

医療的ケア児等支援センター

医療的ケア児等に係る相談支援・人材育成・ネットワークの構築・家族支援・調査分析と情報発信を行います。

名称	電話・所在地	お住まいの地域
医療的ケア児等支援センター 「やっほ」 （小児医療センター敷地内）	〒377-0061 渋川市北橋町下箱田 779 ヴィラうりやまⅡ 103号室（家族交流室）、104号室（事務室） TEL:0279-26-2731 Mail:ikea-shien@pref.gunma.lg.jp	前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡
医療的ケア児等支援センター 「やっほ WEST」 （さわらび医療福祉センター内）	〒370-0072 高崎市大八木町168-1 TEL:027-361-6155 Mail:ikea-yahho-west@shintokai.jp	高崎市、安中市、藤岡市、多野郡、富岡市、甘楽郡
医療的ケア児等支援センター 「やっほ EAST」 （療育センターきぼう内）	〒376-0101 みどり市大間々町大間々22-4 TEL:0277-73-0088 Mail:ikea-yahho-east@kibounoie.or.jp	桐生市、みどり市、太田市、館林市、邑楽郡

1. 対象者

医療的ケア児（18歳以上の方含む）及び重症心身障害児（者）、ご家族、関係者

2. 支援内容

- ・家族や関係団体からの様々な相談に総合的に対応し、地域の適切な支援者と一緒に支援します。
- ・医療的ケア児等支援者を対象とした各種研修会を実施し、支援者のネットワークを構築します。
- ・医療的ケア児等の家族会と協力し同じ悩みや課題を持つご家族同士の交流や情報交換の場を作ります。
- ・医療的ケア児等の実数調査、医療的ケア児等支援に関する情報集約及び普及啓発を行います。

3. 相談方法

相談は予約制です。電話及びメール等による事前申込みが必要となります。

4. 相談受付時間

月曜日～金曜日 9:00～16:00（祝日・年末年始を除く）※各センターにより異なる場合があります。

県障害者芸術文化活動支援センター

障害のある人の芸術文化活動の普及を支援するため、「ネットワークの構築」「相談支援」「人材育成」「芸術（鑑賞・創造・発表等）」に参加する機会の確保、情報収集・発信といった事業を行います

所在地	電話番号	E-mail
〒370-0813 高崎市本町 10-1 イチカワビル 4階（工房あかね内）	027-387-0533	info@gunma-artsupport.com

高次脳機能障害支援相談窓口

高次脳機能障害のある人の日常生活や社会復帰、リハビリなどに関する専門的な相談に応じています。
月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始、3月23日を除く)

名称	所在地	電話番号
群馬県高次脳機能障害支援拠点機関	〒371-0811 前橋市朝倉町 389-1 前橋赤十字病院内	027-225-5251 (直通)

群馬県警察本部

障害者虐待事案に対する通報や市町村からの援助要請等を受け付けます。

名称	所在地	電話番号	管轄区域
群馬県警察本部生活安全部 人身安全対策課	371-8580 前橋市大手町 1-1-1	027-243-0110 (内線 3421)	県内全域
前橋警察署	371-0853 前橋市総社町 1-9-3	027-252-0110	前橋市のうち大手町、下新田町、田口町など
前橋東警察署	379-2154 前橋市天川大島町 1-8-1	027-225-0110	前橋市のうち朝日町、嶺町、大胡町、苗ヶ島町など
高崎警察署	370-0805 高崎市台町 4-3	027-328-0110	高崎市
高崎北警察署	370-3104 高崎市箕郷町上芝 349-1	027-371-0110	高崎市のうち群馬町、箕郷町、榛名町、倉淵町など
藤岡警察署	375-0024 藤岡市藤岡 1683-1	0274-22-0110	藤岡市、上野村、神流町
富岡警察署	370-2316 富岡市富岡 1198	0274-62-0110	富岡市、甘楽町、下仁田町、南牧村
安中警察署	379-0133 安中市原市 707-2	027-381-0110	安中市
伊勢崎警察署	372-0015 伊勢崎市鹿島町 534-1	0270-26-0110	伊勢崎市、佐波郡玉村町
太田警察署	373-0063 太田市鳥山下町 400-5	0276-33-0110	太田市
大泉警察署	370-0514 邑楽郡大泉町朝日 2-27-1	0276-62-0110	大泉町、千代田町、邑楽町
館林警察署	374-0013 館林市赤生田町 1828-2	0276-75-0110	館林市、邑楽郡板倉町、明和町
桐生警察署	376-0026 桐生市清瀬町 1-16	0277-43-0110	桐生市、みどり市
渋川警察署	377-0006 渋川市行幸田 351-1	0279-23-0110	渋川市、榛東村、吉岡町
沼田警察署	378-0051 沼田市上原町 1738-1	0278-22-0110	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
吾妻警察署	377-0801 吾妻郡東吾妻町大字原町 21-1	0279-68-0110	中之条町、高山村、東吾妻町
長野原警察署	377-1304 吾妻郡長野原町大字長野原 1520-4	0279-82-0110	長野原町、嬭恋村、草津町

市町村障害者虐待防止センター一覧

障害者虐待に関する相談・通報を受け付けています。

名称	所在地	電話	休日・夜間電話	対象地域
前橋市障害者虐待防止センター	前橋市朝日町三丁目 36-17	027-220-5722	027-220-5722	前橋市
高崎市障害者虐待防止センター	高崎市箕郷町松之沢 333	027-388-8824	027-388-8824	高崎市
桐生市障害者虐待防止センター	桐生市織姫町 1-1	0277-46-1111	0277-46-1111	桐生市
伊勢崎市障害者虐待防止センター	伊勢崎市西田町 71 伊勢崎市障害者センター内	0270-27-8801	0270-27-8801	伊勢崎市
太田市障がい者虐待防止センター	太田市浜町 2-35	0276-57-8210	0276-47-1111	太田市
沼田市障害者虐待防止センター	沼田市下之町 888 テラス沼田	0278-23-2111	0278-23-2111	沼田市
館林市障がい者虐待防止センター	館林市苗木町 2452-1 館林市総合福祉センター内	0276-74-8304	090-4546-4040	館林市
渋川広域障害者虐待防止センター	渋川市渋川 1760-1	0279-30-0294	0279-30-0294 090-2768-3388	渋川市、 榛東村、 吉岡町
藤岡市障害者虐待防止センター	藤岡市中栗須 327	0274-40-2384	0274-22-1211	藤岡市
富岡市障害者虐待防止センター	富岡市富岡 1460-1	0274-62-1511	0274-62-1511	富岡市
安中市障害者虐待防止センター	安中市安中一丁目 23-13	027-382-1111	027-382-1111	安中市
みどり市障がい者虐待防止センター	みどり市笠懸町鹿 2952	0277-76-0975	0277-76-0975	みどり市
上野村障害者虐待防止センター	多野郡上野村大字乙父 630-1	0274-59-2309	0274-59-2111	上野村
神流町障害者虐待防止センター	多野郡神流町大字万場 90-6	0274-57-2111	0274-57-2111	神流町
下仁田町障害者虐待防止センター	甘楽郡下仁田町大字下仁田 682	0274-64-8803	0274-82-2111	下仁田町
南牧村障害者虐待防止センター	甘楽郡南牧村大字大日向 1098	0274-87-2011	0274-87-2011	南牧村
甘楽町障害者虐待防止センター	甘楽郡甘楽町大字白倉 1395-1	0274-67-7655	0274-74-3131	甘楽町
あがつま障がい者虐待防止センター	吾妻郡中之条町 大字西中之条 240-3	0279-25-8082	0279-25-8082	中之条町、 長野原町、 嬭恋村、 草津町、 高山村、 東吾妻町
片品村障害者虐待防止センター	利根郡片品村大字鎌田 3967-3	0278-58-2115	0278-58-2111	片品村
川場村障害者虐待防止センター	利根郡川場村大字谷地 3200	0278-25-5074	0278-25-5074	川場村
昭和村障害者虐待防止センター	利根郡昭和村大字糸井 388	0278-24-5111	0278-24-5111	昭和村
みなかみ町障害者支援センター 「プレスト」	利根郡みなかみ町月夜野 649	0278-25-3838	0278-25-3838	みなかみ町
玉村町障がい者虐待防止センター	佐波郡玉村町大字下新田 602	0270-75-1212	0270-75-1212	玉村町
板倉町障害者虐待防止センター	邑楽郡板倉町大字板倉 2682-1	0276-82-6133	090-4546-4040	板倉町
明和町障害者虐待防止センター	邑楽郡明和町新里 250-1	0276-84-3111	090-4546-4040	明和町
千代田町障害者虐待防止センター	邑楽郡千代田町赤岩 1895-1	0276-86-2111	090-4546-4040	千代田町
大泉町障害者虐待防止センター	邑楽郡大泉町大字吉田 2465	0276-62-2121	090-2539-4860	大泉町
		090-2539-4860	090-2539-4987	
		090-2539-4987		
邑楽町福祉介護課	邑楽郡邑楽町中野 2570-1	0276-47-5024	090-4546-4040	邑楽町

県障害者権利擁護センター

使用者（障害者を雇用する会社の雇用主など）による障害者虐待に関する相談・通報を受け付けています。

名称	住所	電話	休日・夜間連絡先
群馬県障害者権利擁護センター	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 7階	027-289-3127	080-8910-1011

障害者 110 番・群馬県障害者差別相談窓口

障害者 110 番では、障害者の権利侵害や日常生活における相談に応じています。

①一般相談＝月～金 9：00～15：00（休日及び年末年始を除く）

②弁護士による無料法律相談＝原則第1・第3火曜日 14：00～16：00（予約が必要）

群馬県障害者差別相談窓口では、障害を理由とする差別に関する相談に応じています。

相談日：月～金 受付時間：9：00～16：30（休日及び年末年始を除く）

名称	郵便番号及び所在地	電話番号	F A X
障害者 110 番	371-0843	027-251-1100	027-255-6275
群馬県障害者差別相談窓口	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 1 階 (群馬県身体障害者福祉団体連合会内)	027-251-1166	

みんなの人権 110 番

差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

平日 受付時間 8：30～17：15

名称	電話
みんなの人権 110 番	0570-003-110

法テラス

法的トラブル全般について相談に応じています。

平日 9：00～17：00

名称	郵便番号及び所在地	電話
法テラス群馬法律事務所	371-0022 前橋市千代田町 2-5-1 前橋テルサ 5 階	0570-078320(ナビダイヤル) 050-3383-5399(IP 電話やプリペイド 携帯からかける場合)

成年後見制度に関する相談窓口

成年後見制度に関する相談を受け付けています。

名称	所在地	電話番号	受付時間
権利擁護センター ばあとなあ群馬 (一般社団法人群馬県社会福祉士会)	371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター7 階	027-212-8388	平日 (電話相談) 9:00～17:00
公益社団法人成年後見センター リーガルサポート群馬支部 (群馬司法書士会)	371-0023 前橋市本町 1-5-4 群馬司法書士会内	027-224-7773	平日 (祝祭日除く) (電話相談) 9:00～12:00 13:00～17:00
群馬弁護士総合法律相談センター (群馬弁護士会)	371-0026 前橋市大手町 3-6-6 群馬弁護士会館県民法律センター	027-234-9321	月～土 (予約受付) 13:00～16:00
社労士成年後見センター群馬 (群馬県社会保険労務士会)	371-0846 前橋市元総社町 528-9 群馬県社会保険労務士会内	027-253-5621	平日 (電話相談) 9:00～12:00 13:00～17:00
関東信越税理士会 成年後見支援センター (関東信越税理士会)	330-0842 さいたま市大宮区浅間町 2-7	048-796-4562	毎週火曜日 (電話相談) 10:00～11:30 13:00～15:30

公共職業安定所

就職を希望する障害者がある能力に応じた職業に就けるよう、職業指導・職業相談・職業紹介を行い、就職後も職場に適応・定着できるようアフターケアを行っています。

公共職業安定所名	郵便番号	所在地	電話番号
前橋公共職業安定所	379-2154	前橋市天川大島町 130-1	027-290-2111
高崎公共職業安定所	370-0842	高崎市北双葉町 5-17	027-327-8609
高崎公共職業安定所 安中出張所	379-0116	安中市安中 1 丁目 1-26	027-382-8609
桐生公共職業安定所	376-0023	桐生市錦町 2 丁目 11-14	0277-22-8609
伊勢崎公共職業安定所	372-0006	伊勢崎市太田町 554-10 伊勢崎合同庁舎内	0270-23-8609
太田公共職業安定所	373-0851	太田市飯田町 893	0276-46-8609
館林公共職業安定所	374-0066	館林市大街道 1-3-37	0276-75-8609
沼田公共職業安定所	378-0044	沼田市下之町 888 テラス沼田 5 階	0278-22-8609
群馬富岡公共職業安定所	370-2316	富岡市富岡 1414-14	0274-62-8609
藤岡公共職業安定所	375-0054	藤岡市上大塚 368-1	0274-22-8609
渋川公共職業安定所	377-0008	渋川市渋川 1696-15	0279-22-2636
渋川公共職業安定所 中之条出張所	377-0425	吾妻郡中之条町大字西中之条 207	0279-75-2227

労働基準監督署

賃金や労働時間、労働条件等に関する相談を受け付けています。

名称	所在地	電話番号	管轄区域
高崎労働基準監督署	370-0045 高崎市東町 134-12 高崎地方合同庁舎 3 階	027-322-4661	高崎市（うち藤岡労働基準監督署の管轄区域を除く）、富岡市、安中市、甘楽郡（甘楽町・下仁田町・南牧村）
前橋労働基準監督署	371-0026 前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 7 階	027-896-3019	前橋市、渋川市、北群馬郡（榛東村・吉岡町）
伊勢崎分庁舎	372-0024 伊勢崎市下植木町 517	0270-25-3363	伊勢崎市、佐波郡（玉村町）
桐生労働基準監督署	376-0045 桐生市末広町 13-5	0277-44-3523	桐生市、みどり市
太田労働基準監督署	373-0817 太田市飯塚町 104-1	0276-45-9920	太田市、館林市、邑楽郡（板倉町・邑楽町・大泉町・千代田町・明和町）
沼田労働基準監督署	378-0031 沼田市薄根町 4468-4	0278-23-0323	沼田市、利根郡（片品村・川場村・昭和村・みなかみ町）
藤岡労働基準監督署	375-0014 藤岡市下栗須 124-10	0274-22-1418	藤岡市、高崎市のうち新町、吉井町、多野郡（上野村・神流町）
中之条労働基準監督署	377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町 664-1	0279-75-3034	吾妻郡（東吾妻町・草津町・高山村・嬭恋村・中之条町・長野原町）

群馬労働局

「育児・介護休業」、「セクハラ等に関する相談」等「労働問題全般についての相談」を受け付けています。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
群馬労働局雇用環境・均等室	371-8567	前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 8 階	027-896-4739

障害者職業センター

就職を希望する障害者に対する職業評価、職業相談、職業準備支援、ジョブコーチ支援、復職を希望する方に対するリワーク支援等を行っています。

名称	所在地	電話番号	FAX
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構群馬支部 群馬障害者職業センター	379-2154 前橋市天川大島町 130-1 (前橋公共職業安定所 3 F)	027-290-2540	027-290-2541

障害者就業・生活支援センター

雇用・福祉・教育等の各関係機関と連携しながら、障害者の就業とそれに伴う生活に関する相談・助言・職場実習等の斡旋などの支援を行っています。

名称	所在地	電話番号	F A X
社会福祉法人すてっぷ 障害者就業・生活支援センター ワークセンターまえばし	371-0017 前橋市日吉町 2-17-10 前橋市総合福祉会館 1 階	027-231-7345	027-231-7346
社会福祉法人はるな郷 障害者就業・生活支援センターエブリィ	370-0065 高崎市末広町 115-1 高崎市総合福祉センター1 階	027-361-8666	027-395-0855
社会福祉法人三和会 障がい者就業・生活支援センター 「さんわ」	376-0121 桐生市新里町新川 3743	0277-74-6981	0277-74-6071
社会福祉法人明清会 障がい者就業・生活支援センター メルシー	372-0058 伊勢崎市西田町 71 伊勢崎市障害者センター 2 階	0270-25-3390	0270-25-3395
社会福祉法人杜の舎 障害者就業・生活支援センター わーくさぽーと	373-0026 太田市東本町 53-20 太田公民館東別館内	0276-57-8400	0276-57-8401
社会福祉法人かんな会 障害者就業・生活支援センタートータス	375-0014 藤岡市下栗須 974-10	0274-25-8335	0274-25-8336
社会福祉法人薫英会 障害者就業・生活支援センターみずさわ	370-3606 北群馬郡吉岡町上野田 3480-1	0279-30-5235	0279-54-7003
社会福祉法人北毛清流会 障害者就業・生活支援センターコスモス	378-0044 沼田市下之町 888 テラス沼田 6 階	0278-25-4400	0278-25-3782
社会福祉法人オリジンの村 障害者就業・生活支援センター吾妻	377-0425 吾妻郡中之条町西中之条 240-3	0279-26-2120	0279-26-7225

年金事務所・全国健康保険協会

厚生年金保険、健康保険などのお問い合わせ先は次のとおりです。

○年金事務所

年金事務所名	所在地及び電話番号	担当する地域
前橋年金事務所	371-0033 前橋市国領町二丁目 19-12	前橋市、伊勢崎市、佐波郡
	☎027-231-1719 (代表)	
桐生年金事務所	376-0023 桐生市錦町二丁目 11-19	桐生市、みどり市
	☎0277-44-2311 (代表)	
高崎年金事務所	370-8567 高崎市栄町 10-1	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
	☎027-322-4299 (代表)	
渋川年金事務所	377-8588 渋川市石原 143-7	渋川市、沼田市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡
	☎0279-22-1614 (代表)	
太田年金事務所	373-8642 太田市小舞木町 262	太田市、館林市、邑楽郡
	☎0276-49-3716 (代表)	

※厚生年金適用調査課：厚生年金保険・健康保険の手続きに関するお問い合わせ

○高崎広域事務センター

名 称	所在地	担当する地域
高崎広域事務センター	370-8533 高崎市宮元町 212 高崎宮元町ビル 8F	群馬県全域

○全国健康保険協会群馬支部

名 称	所在地	担当地域
全国健康保険協会 群馬支部	371-8516 前橋市本町 2-2-12 前橋本町スクエアビル 4 階	群馬県全域
電話番号：027-219-2100（代表） お問い合わせの内容別に自動音声によりご案内しています。音声案内にそって番号を選択してください。		
①	限度額適用認定証に関する事	
②	健康保険給付金・保険証・高齢受給者証・任意継続に関する事など	
③	健康診断・保健指導に関する事など	
④	交通事故・レセプト・返納金・医療費通知に関する事など	
⑤	その他（お問い合わせが不明な場合など）	

○電話での相談窓口

問い合わせ内容	問い合わせ先名称・電話番号等
年金に関する事	ねんきんダイヤル (050 から始まる電話からは)☎03-6700-1165 ☎0570-05-1165
「ねんきん定期便」に関する事 ※「ねんきん特別便」も含む。	ねんきん定期便専用ダイヤル (050 から始まる電話からは)☎03-6700-1144 ☎0570-058-555

群馬県消費生活センター

商品、サービス、契約トラブルなどについての苦情・相談を受け付け、解決のための助言などを行っています。

①平日 受付時間 9：00～16：30

②土曜 受付時間 9：00～12：00、13：00～16：30(電話相談のみ、祝日及び年末年始を除く)

名称	郵便番号及び所在地	電話番号
群馬県消費生活センター	371-8570 前橋市大手町 1-1-1 昭和庁舎 1 階	027-223-3001

障害者相談員

障害者又はその家族からのいろいろな相談に応じるため、障害者の福祉に熱意のある民間の協力者が相談員になり、身近な相談に応じたり、市町村などの関係機関への連絡などを行っています。

※相談員の氏名などは、市町村へお問い合わせください。

身体障害者結婚相談

※相談員の氏名などは、市町村へお問い合わせください。

名称	所在地	電話番号	F A X
群馬県身体障害者福祉団体連合会	371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 1 階	027-255-6274	027-255-6275

民生委員・児童委員

地域住民からの生活に関する相談に応じたり、行政や関係機関との連絡調整を行うなど、地域に根ざした様々な福祉活動を行っています。

※各地区の担当の委員については、各市町村へお問い合わせください。

共通事項（年金手当税金など）

障害基礎年金

対象者	<p>主な対象者は、次のとおりです。</p> <p>(1) 国民年金加入中に初診日のあるけがや病気で障害の状態になり、障害認定日(※1)に国民年金法に定める障害等級表の1級又は2級の障害の状態にある方。(※2)</p> <p>(2) 20歳になる前に初診日のある障害で、障害認定日(※1)に国民年金法で定める障害等級表の1級又は2級の障害の状態にある方。(※2)</p> <p>(3) 障害認定日(※1)に国民年金法で定める障害等級表の1級又は2級の障害の状態になかった方(※2)で、その後、65歳になるまでの間に1級又は2級の障害の状態になり、65歳前に請求された方。</p> <p>※1：障害認定日とは、障害の状態を定める日のことです。通常は、初診日から1年6ヶ月を経過した日で、この日から年金を受け取る権利が発生します。(ただし、1年6ヶ月以内に症状が固定した場合はその日となります。)なお、20歳になる前から障害のある方は、原則として20歳に達する日が障害認定日です。</p> <p>※2：国民年金法に定める等級は、身体障害者手帳の等級や基準とは異なります。</p>
受給条件	<p>対象者は、次のいずれかの条件を満たしている必要があります。</p> <p>ただし、20歳になる前に初診日がある場合は、次の条件は問われません。</p> <p>(1) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの保険料を納付していなければならない期間に対し、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上であること。</p> <p>(2) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間の保険料の滞納がないこと。(初診日が令和8年4月1日以前の場合)</p>
支給制限	<p>20歳になる前に初診日のある方が受給する場合は、受給者本人の所得による支給制限があり、一定限度額以上の所得のある方は支給停止となります。</p>
年金額	<p>1級：993,750円（生年月日が昭和31年4月2日～の方） 990,750円（生年月日が～昭和31年4月1日の方）</p> <p>2級：795,000円（生年月日が昭和31年4月2日～の方） 792,600円（生年月日が～昭和31年4月1日の方）</p> <p>※障害基礎年金の受給者に生計を維持されている18歳に達する年度末までの子又は20歳未満で障害等級の1級又は2級の障害の状態にある子がいる場合は、次の額が加算されます。</p> <p>子1人のとき…年額228,700円 子2人のとき…年額457,400円 子3人以上のとき…年額457,400円＋76,200円×（子の数－2）</p> <p>2ヶ月分まとめて2、4、6、8、10、12月に支払います。</p>
窓口	<p>市町村。なお、初診日によっては、年金事務所が窓口になる場合もあります。</p>

特別障害給付金

支給対象者	<p>①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生</p> <p>②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があること。</p>
障害認定時	<p>現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳以上に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。</p>
支給制限	<p>①老齢年金、遺族年金、労災補償等受給者は、その受給額分を差し引いた差額を支給</p> <p>②ご本人の所得が一定額以上の場合、支給が全額又は半額、制限される場合があります。</p> <p>※経過的福祉手当を受給されている方は当該手当の受給資格は喪失します。</p>
支給金額	<p>障害基礎年金1級に該当する方：月額53,650円（2級の1.25倍）</p> <p>障害基礎年金2級に該当する方：月額42,920円</p>
給付金の支給	<p>給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。</p> <p>支払いは、年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）</p> <p>あらかじめ届け出た金融機関、郵便局などで支払われます。</p>

申請手続	特別障害者給付金請求書、年金手帳または基礎年金番号通知書、診断書（必要な場合は受診状況等証明書も）、病歴等申立書と下記のを添えて、居住地の市町村役場に申請してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・被用者の配偶者であった方がその他に必要なもの 戸籍の謄本、被用者の年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・任意加入対象であった学生がその他に必要なもの 住民票又は戸籍抄本、在学証明書 ・任意加入対象の被用者の配偶者であった方がその他に必要なもの 戸籍謄本、年金加入期間確認通知書（初診日において配偶者が共済組合の加入員であった場合）
問い合わせ先	年金事務所

心身障害者扶養共済制度

対象者	身体障害児（者）（身体障害者手帳1級から3級）又は知的障害児（者）、精神障害者の保護者で、次の要件に該当する方。 (1) 加入しようとする方（保護者）の年齢は、65歳未満であること (2) 加入しようとする方（保護者）は、特に疾病や障害がなく、健康な状態にあること (3) 障害者は、将来独立自活困難な状態にあること
内 容	加入者が死亡又は重度の障害状態になった場合、障害児（者）に年金が支給されます。加入者は掛金を納めます。（所得により掛金が減額又は免除になります。）
掛金月額	掛金は、加入時の年齢により固定され、2口まで加入することができます。
給付金	加入者が死亡した場合、毎月20,000円（2口加入の場合40,000円）
窓 口	市町村

特別児童扶養手当

対象者	政令に定める障害の程度に該当する20歳未満の児童を養育している保護者
内 容	<1級>身体障害者手帳1・2級程度の身体障害、療育手帳の判定がA程度の知的障害、又は精神障害者保健福祉手帳1級程度の精神障害 <2級>身体障害者手帳3級程度の身体障害又は日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障害若しくは精神障害 ※上記の等級等は障害程度を判断する目安のため詳細はお住まいの市町村にご確認ください。
支給制限	次の場合は、手当が受けられません。 (1) 受給資格者などの前年の所得が一定限度額以上の場合 (2) 児童が施設に入所している場合 (3) 児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できる場合
手当額	1級 月額53,700円 2級 月額35,760円 ※4ヶ月分まとめて4、8、11月に支払います。
窓 口	市町村

児童扶養手当

対象者	父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以降の最初の3月31日（政令で定める程度の障害を有する場合は20歳未満）までの間にある児童を「監護している母」、「監護し、かつ、生計を同じくする父」、「父母に代わって養育している者」 ※支給要件の詳細については、お住まいの市町村窓口にご確認ください。
支給制限	次の場合等には手当が受けられません。 (1) 受給資格者などの前年所得が一定限度額以上の場合（一部支給の場合もあります。） (2) 児童が施設に入所している場合
手当額	児童1人の場合：月額44,140円、一部支給月額10,410円～44,130円 児童2人の場合：上記金額に月額5,210円～10,410円を加算 児童3人以上はさらに月額3,130円～6,240円を加算 2ヶ月分まとめて1、3、5、7、9、11月に支払います。 ※受給期間が5年を超えた方等は、一部支給停止（1/2）となりますが、就業していること又は求職活動中であること等を届出することにより、一部支給停止の適用除外となります。
窓 口	市町村

特別障害者手当

対象者	著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方。ただし、社会福祉施設入所者や病院に 3 ヶ月を越えて入院している方は除かれます。
支給制限	障害者本人及び扶養している方の前年の所得が一定限度額以上である場合は、手当の支給が停止されます。
手当額	月額 27,980 円 ※3 ヶ月分まとめて 2、5、8、11 月に支払います。
窓口	市町村

障害児福祉手当

対象者	日常生活において、常時介護を必要とする 20 歳未満の方。 ただし、障害を支給事由とする給付を受けている方や、社会福祉施設へ入所中の方は除かれます。なお、特別児童扶養手当と併給できます。
支給制限	障害者本人及び扶養している方の前年の所得が一定限度額以上である場合は、手当の支給が停止されます。
手当額	月額 15,220 円 ※3 ヶ月分まとめて 2、5、8、11 月に支払います。
窓口	市町村

交通遺児奨学手当

対象者	交通事故等により扶養者を失い、または扶養者が重度の心身障害となった本人又は扶養者が群馬県内に居住する方。
手当額（月額）	未就学児：7,000 円、小学生等：9,000 円、中学生等：15,000 円 [公立]高校生等：24,000 円 [私立]高校生等：34,000 円 高等専門学校生（1～3 学年）：34,000 円 [自宅]大学生等：34,000 円 [自宅外]大学生等：44,000 円 ※特別支援学校生は各区分に含める。
窓口	(公財)佐藤交通遺児福祉基金 前橋市大手町 1-1-1(群馬県庁道路管理課内) TEL.027-224-2007

相続税の障害者控除

対象者	法定相続人である障害者（国内に住所を有する方に限り）が相続や遺贈により財産を取得する場合、次の額の控除が受けられます。（平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について改正されました。）		
内容	区分	控除額	
	要件		
	一般障害者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳に障害の程度が 3 級から 6 級と記載されている方 (2) 児童相談所等の判定により知的障害者とされた方のうち、下の (2) 以外の方 (3) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が 2 級又は 3 級と記載されている方 など 	85 歳に達するまでの年数に 10 万円を乗じた金額を相続税額から控除します。
	特別障害者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳に障害の程度が 1 級又は 2 級と記載されている方 (2) 児童相談所等の判定により重度の知的障害者とされた方 (3) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が 1 級と記載されている方 など 	85 歳に達するまでの年数に 20 万円を乗じた金額を相続税額から控除します。
窓口	税務署		

所得税の障害者控除

対象者	納税者本人が障害者である場合、納税者の同一生計配偶者（注）又は扶養親族が障害者である場合次の控除が受けられます。（注）同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が 48 万円以下である者をいいます。		
内容	区分	要件	控除額
	障害者	(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方 (2) 児童相談所等で知的障害者と判定された方 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 など	27 万円
	特別障害者	障害者のうち、(1) の場合、1 級又は 2 級の記載がある方 (2) の場合、重度と判定された方 (3) の場合、障害等級が 1 級と記載されている方など など	40 万円
	同居特別障害者	特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者又はその納税者の配偶者若しくはその納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方	75 万円
窓口	税務署		

市町村民税・県民税の障害者控除

対象者	納税者本人が障害者である場合又は納税者の同一生計配偶者（注）や扶養親族に障害者がいる場合、次の控除が受けられます。なお、前年の合計所得金額が 135 万円以下の障害者は非課税の扱いとなります。 （注）同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、前年の合計所得金額が 48 万円以下である者をいいます。		
内容	障害者控除	特別障害者控除	同居特別障害者加算
	(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方 (2) 児童相談所等で知的障害者と判定された方 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 など	(1) の場合 1 級・2 級の記載のある方 (2) の場合 重度と判定された方 (3) の場合 1 級の記載のある方 など	特別障害者に該当する同一生計配偶者・扶養親族で、納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方
	所得金額から 26 万円が控除されます。	所得金額から 30 万円が控除されます。	特別障害者控除の額に 23 万円が加算されます。
窓口	市町村		

自動車税(種別割・環境性能割)の減免

群馬県では身体障害者・知的障害者・精神障害者又は戦傷病者で一定の要件を満たす場合、申請により自動車税(種別割・環境性能割)が減免となります。

自動車の使用目的	身体障害者等の通学・通院・通所・生業もしくは日常生活のため。 (身体障害者等本人が、実際に運転又は同乗して移動する場合のみ減免の対象。)																																																																																																																												
対象	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>自動車の所有者</th> <th>自動車の運転者</th> <th colspan="4">対象となる障害の程度</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">身体障害者</td> <td>本人又は生計を一にする方</td> <td>本人</td> <td colspan="4">「別表1」の等級に該当</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>生計を一にする方 常時介護する方</td> <td colspan="4">「別表2」の等級に該当</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知的障害者</td> <td>本人又は生計を一にする方</td> <td>本人</td> <td colspan="4" rowspan="2">重度の知的障害者で療育手帳に「A」判定の表示がある場合</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>生計を一にする方 常時介護する方</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">精神障害者</td> <td>本人又は生計を一にする方</td> <td>本人</td> <td colspan="4" rowspan="2">精神障害者保健福祉手帳に「1級」判定の表示があり、かつ「自立支援医療受給者証(精神通院)」が交付されている場合</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>生計を一にする方 常時介護する方</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">戦傷病者</td> <td>本人又は生計を一にする方</td> <td>本人</td> <td colspan="4" rowspan="2">各障害の等級について、詳細はお問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>生計を一にする方 常時介護する方</td> </tr> </table>							区分	自動車の所有者	自動車の運転者	対象となる障害の程度				身体障害者	本人又は生計を一にする方	本人	「別表1」の等級に該当				本人	生計を一にする方 常時介護する方	「別表2」の等級に該当				知的障害者	本人又は生計を一にする方	本人	重度の知的障害者で療育手帳に「A」判定の表示がある場合				本人	生計を一にする方 常時介護する方	精神障害者	本人又は生計を一にする方	本人	精神障害者保健福祉手帳に「1級」判定の表示があり、かつ「自立支援医療受給者証(精神通院)」が交付されている場合				本人	生計を一にする方 常時介護する方	戦傷病者	本人又は生計を一にする方	本人	各障害の等級について、詳細はお問い合わせください。				本人	生計を一にする方 常時介護する方																																																																							
区分	自動車の所有者	自動車の運転者	対象となる障害の程度																																																																																																																										
身体障害者	本人又は生計を一にする方	本人	「別表1」の等級に該当																																																																																																																										
	本人	生計を一にする方 常時介護する方	「別表2」の等級に該当																																																																																																																										
知的障害者	本人又は生計を一にする方	本人	重度の知的障害者で療育手帳に「A」判定の表示がある場合																																																																																																																										
	本人	生計を一にする方 常時介護する方																																																																																																																											
精神障害者	本人又は生計を一にする方	本人	精神障害者保健福祉手帳に「1級」判定の表示があり、かつ「自立支援医療受給者証(精神通院)」が交付されている場合																																																																																																																										
	本人	生計を一にする方 常時介護する方																																																																																																																											
戦傷病者	本人又は生計を一にする方	本人	各障害の等級について、詳細はお問い合わせください。																																																																																																																										
	本人	生計を一にする方 常時介護する方																																																																																																																											
	<p>(1) 「自動車の所有者」とは、自動車の登録上の所有者をいい、具体的には車検証(自動車検査証等)に所有者(ローンにより購入した場合など、所有権留保の場合は使用者)として記載(ICタグ内に記録)されている方です。</p> <p>(2) 「生計を一にする方」とは、原則「住民票登録上の世帯が同一」の方です。従来は「同居の家族」のみでしたが、令和4年度から同一世帯であれば対象とすることとしています。</p> <p>(3) 施設に入所している場合で、運転者の方と住民票登録上の世帯が別の場合は、自動車税事務所にお問い合わせください。 ※介護老人保健施設に入所している方は減免対象外です。</p> <p>(4) 「常時介護する方」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を日常的に介護する方です。</p> <p>(5) 身体障害者の等級を判断する場合、障害の部位が複数あるときは、総合等級を各障害にあてはめて判定を行います。</p> <p>(6) 身体障害者等が病院に入院中の場合は、対象となりません。</p>																																																																																																																												
別表1 身体障害者ご本人が運転する場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>喉頭摘出による音声機能障害</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上肢機能障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下肢機能障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障害</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障害</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ぼうこう又は直腸の機能障害</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小腸の機能障害</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数の障害のある方は、原則として総合等級で減免に該当するか判断します。</p>							障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	視覚障害	○	○	○	○			聴覚障害		○	○				平衡機能障害			○				喉頭摘出による音声機能障害			○				上肢機能障害	○	○					下肢機能障害	○	○	○	○	○	○	体幹機能障害	○	○	○		○		乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○				移動機能	○	○	○	○	○	心臓機能障害	○		○				じん臓機能障害	○		○				呼吸器機能障害	○		○				ぼうこう又は直腸の機能障害	○		○				小腸の機能障害	○		○				ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○				肝臓機能障害	○	○	○			
障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																																																																							
視覚障害	○	○	○	○																																																																																																																									
聴覚障害		○	○																																																																																																																										
平衡機能障害			○																																																																																																																										
喉頭摘出による音声機能障害			○																																																																																																																										
上肢機能障害	○	○																																																																																																																											
下肢機能障害	○	○	○	○	○	○																																																																																																																							
体幹機能障害	○	○	○		○																																																																																																																								
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○																																																																																																																										
	移動機能	○	○	○	○	○																																																																																																																							
心臓機能障害	○		○																																																																																																																										
じん臓機能障害	○		○																																																																																																																										
呼吸器機能障害	○		○																																																																																																																										
ぼうこう又は直腸の機能障害	○		○																																																																																																																										
小腸の機能障害	○		○																																																																																																																										
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○																																																																																																																										
肝臓機能障害	○	○	○																																																																																																																										

別表2 生計を一にする方 又は常時 介護する 方が運転 する場合	障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	視覚障害	○	○	○	○			
	聴覚障害		○	○				
	平衡機能障害			○				
	喉頭摘出による音声機能障害							
	上肢機能障害	○	○					
	下肢機能障害	○	○	○				
	体幹機能障害	○	○	○				
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○				
		移動機能	○	○	○			
	心臓機能障害	○		○				
	じん臓機能障害	○		○				
	呼吸器機能障害	○		○				
	ぼうこう又は直腸の機能障害	○		○				
	小腸の機能障害	○		○				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○				
	肝臓機能障害	○	○	○				
※複数の障害のある方は、原則として総合等級で減免に該当するか判断します。								
減免額	<p>障害者の方1人につき1台に限り、自動車税（種別割）及び自動車税（環境性能割）が減免となります。なお下記減免上限額を超える場合、差額分を納付していただくことになります。</p> <p>○自動車税（種別割）：45,000円※ ○自動車税（環境性能割）：300万円（課税標準額）</p> <p>※ グリーン化税制により重課となっている場合は、51,700円（バス・トラックは49,500円）</p> <p>2019年10月1日以降に初回新規登録された自家用乗用車は、43,500円</p> <p>（初回新規登録が2019年9月30日以前の自動車の上限額に変更はありません）。</p>							
本人以外が所有又は運転する場合に必要な書類	<p>（1）生計を一にする方が所有又は運転する場合 生計同一者が隣接地にお住まいで住民票の住所が一致していない等の場合、市町村等が発行する「生計同一証明書」が必要です。なお、所有又は運転する方が本人と同一世帯であるが、親族でない場合、住民票謄本（続柄が分かるもの、マイナンバーの記載は不要）が必要です。詳しくは、県自動車税事務所（電話027-263-4343）へお問い合わせください。</p> <p>（2）常時介護する方が運転する場合（本人が所有する場合のみ対象） 市町村等が発行する「常時介護証明書」が必要になります。</p> <p>※身体障害者の方及び知的障害者の方の生計同一証明書、常時介護証明書は、お住まいの市福祉事務所、町村福祉担当課で発行されます。ただし、障害者の方が18歳未満の場合であって、町村に在住のときは、県保健福祉事務所で発行されます。</p> <p>精神障害者の方の生計同一証明書、常時介護証明書は、前橋市在住の方は前橋市保健所、高崎市在住の方は高崎市障害福祉課、その他の市町村に在住の方は県保健福祉事務所で発行されます。</p>							
窓口	<p>（1）自動車税（種別割）の減免については、納税通知書が5月に届きましたら、納期限までに県自動車税事務所又は県行政県税事務所で申請手続きを行ってください。</p> <p>（2）新規取得の登録、年度途中で行う自動車税（環境性能割）が課税される所有権移転（名義変更）登録をした方は、その登録日に県自動車税事務所で申請手続きを行ってください。</p> <p>（3）年度途中で減免対象となる手帳交付を受けた場合等は、申請により、申請の翌月以後の月数に応じて自動車税（種別割）の減免を受けることができます。</p> <p>（4）減免申請に関するお問い合わせは、県自動車税事務所（電話027-263-4343）へお願いします。</p> <p>（5）障害者の方が施設に入所しており、運転者の方と住民登録上の世帯が別の場合は、県自動車税事務所（電話027-263-4343）にお問い合わせください。 ※介護老人保健施設に入所している方は減免対象外です。</p> <p>（6）窓口への来所が困難な場合は、郵送申請も可能ですので、県自動車税事務所（電話027-263-4343）又は最寄りの県行政県税事務所まで電話で御相談ください。</p>							

生活福祉資金の貸付

※この資金は、低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象としています。下記の条件等は障害者世帯を対象としたものです。ご注意ください。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯。
窓口	お近くの民生委員又は市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

資金種類		貸付条件※ () 内は上限目安額		
		貸付限度額	償還期間	
福祉費	生業を営むために必要な経費	(460万円)	(20年)	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度(130万円)	(8年)	
		1年程度(220万円)		
		2年程度(400万円)		
		3年以内(580万円)		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)	(7年)	
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)	(8年)	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)	(8年)	
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)	(10年)	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えない時	(170万円)	(5年)
		1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要な時	(230万円)	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えない時	(170万円)	(5年)
		1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要な時	(230万円)	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)	(7年)		
冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)	(3年)		
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)	(3年)		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)	(3年)		
その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)	(3年)		

※据置期間：貸付の日から6月以内。

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子。連帯保証人がいない場合は据置期間経過後、年1.5%

※連帯保証人：原則必要

※借入相談から償還完了までの間、担当民生委員による継続的な相談支援が前提となります。

※上記内容は制度の概要です。貸付けには、群馬県社会福祉協議会による一定の審査があり、貸付けができない場合もあります。

N H K 放送受信料の減免

内容	<p>【全額免除の要件】 障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）を世帯構成員に有し、かつ世帯を構成するすべての方が市町村民税非課税の場合</p> <p>【半額免除の要件】 （１）視覚障害者又は聴覚障害者が世帯主で放送受信契約者の場合 （２）重度障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主で放送受信契約者の場合（（１）の場合を除く）</p>
窓口	NHK前橋放送局（ただし、市町村役場等で申請書に証明を受けてください。）

N T T 番号案内無料措置「ふれあい案内（無料番号案内）」

対象者	身体障害者手帳をもっている方、療育手帳をもっている方、精神障害者保健福祉手帳をもっている方、戦傷病者手帳をもっている方で下表のいずれかに該当する方																										
内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害の区分</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">身体障害者手帳</td> <td>視覚障害</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）</td> <td>1・2級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2・3・4・6級</td> </tr> <tr> <td>音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害</td> <td>3・4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">戦傷病者手帳</td> <td>視力の障害</td> <td>特別項症～第6項症</td> </tr> <tr> <td>上肢の障害</td> <td>特別項症～第2項症</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>第2項症・第4項症</td> </tr> <tr> <td>音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害</td> <td>第1項症・第2項症・第4項症</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td>※愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります。</td> <td rowspan="2">該当手帳をお持ちの方</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳と明記</td> </tr> </tbody> </table>	障害の区分		等級	身体障害者手帳	視覚障害	1～6級	肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1・2級	聴覚障害	2・3・4・6級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3・4級	戦傷病者手帳	視力の障害	特別項症～第6項症	上肢の障害	特別項症～第2項症	聴覚障害	第2項症・第4項症	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	第1項症・第2項症・第4項症	療育手帳	※愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります。	該当手帳をお持ちの方	精神障害者保健福祉手帳	※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳と明記
障害の区分		等級																									
身体障害者手帳	視覚障害	1～6級																									
	肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1・2級																									
	聴覚障害	2・3・4・6級																									
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3・4級																									
戦傷病者手帳	視力の障害	特別項症～第6項症																									
	上肢の障害	特別項症～第2項症																									
	聴覚障害	第2項症・第4項症																									
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	第1項症・第2項症・第4項症																									
療育手帳	※愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります。	該当手帳をお持ちの方																									
精神障害者保健福祉手帳	※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳と明記																										
申込先	フリーダイヤル 電話：0120-104174 F A X：0120-104134																										
受付時間	午前9時～午後5時（月～金曜）※土・日・祝日及び年末年始は休業 ◎F A Xによるお問合せの注意事項 ・F A Xでお申込書、障害者手帳等は送付いただいても受付できません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。 ・返信はF A Xでいたします。F A Xを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。																										

携帯電話の障害者割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方等。												
内容	基本使用料の割引等が受けられます（具体的な内容は窓口で確認してください）。												
窓口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱会社</th> <th>割引サービス名称</th> <th>問い合わせ電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社N T T ドコモ</td> <td>ハーティ割引</td> <td>0120-800-000</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>ハートフレンド割引</td> <td>0800-919-0157</td> </tr> <tr> <td>K D D I 株式会社（a u）</td> <td>スマイルハート割引</td> <td>0077-7-111</td> </tr> </tbody> </table>	取扱会社	割引サービス名称	問い合わせ電話番号	株式会社N T T ドコモ	ハーティ割引	0120-800-000	ソフトバンクモバイル株式会社	ハートフレンド割引	0800-919-0157	K D D I 株式会社（a u）	スマイルハート割引	0077-7-111
取扱会社	割引サービス名称	問い合わせ電話番号											
株式会社N T T ドコモ	ハーティ割引	0120-800-000											
ソフトバンクモバイル株式会社	ハートフレンド割引	0800-919-0157											
K D D I 株式会社（a u）	スマイルハート割引	0077-7-111											

運賃の割引

○JR 運賃の割引

対象者	療育手帳又は身体障害者手帳をもっている方等			
内容	対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
	第1種障害者とその介護者	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。但し、回数乗車券はJR線区間単独の発売。
	第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除く。)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。小児定期旅客運賃については割引を適用しない。
	第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含む。)
※1：乗車の際及び乗車中は療育手帳又は身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときはご呈示ください。 ※2：JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています。 ※3：障害者と介護者がご利用になる場合には、同一区間の乗車券類の購入が必要です。				
窓口	各駅等(※手帳を提示して乗車券等を購入してください。)			
その他	※東武鉄道、上信電鉄、上毛電気鉄道、わたらせ渓谷鐵道でも同様の割引制度を行っています。詳しくは各鉄道会社にお問い合わせください。			

○バス料金の割引

県内の路線バスでは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すると、普通運賃や定期運賃が割引されます。

※バス会社により対象者が異なるので、詳しくは各バス会社にお問い合わせください。

○タクシー運賃の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳を持っている方
内容	乗車の際に手帳を提示すると1割引になります。
その他	※詳しくは、群馬県ハイヤー協会又は各タクシー会社にお問い合わせください。

○国内航空運賃の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(一部航空会社のみ)を持っている満12歳以上の方
内容	(1)身体障害者手帳・療育手帳 第1種の方：本人のみ又は本人+介護者1名 第2種の方：本人のみ(一部航空会社においては本人+介護者1名も適用) (2)精神障害者保健福祉手帳(一部航空会社のみ) 本人のみ又は本人+介護者1名
窓口	各国内航空会社 ただし、知的障害者は、判定機関(各児童相談所、心身障害者福祉センター)で手帳に証明を受けてください。


有料道路通行料の減免

対象者	(1) 身体障害者が自ら運転する場合（本人又は親族等所有の乗用自動車等。営業用は除く。） (2) 重度の身体障害者又は重度の知的障害者を乗せて、介護者が運転する場合（本人又は親族等が所有する乗用自動車等。ただし、これらの方が自動車を所有していない場合、重度障害者を継続して日常的に介護している方が所有する乗用自動車等。営業用は除く。） ※重度の障害者とは…旅客運賃割引規則「第1種」障害者と同じです。
利用方法	(1) ETC 処理の場合（ノンストップの場合のみ） 事前に有料道路事業者の設置する窓口へ必要な情報（ETC カード番号、車載器管理番号等）を登録した後、ETC ノンストップ走行時に割引を適用。 (2) 有人処理の場合（料金所係員による処理） 料金支払い時に身体障害者手帳又は療育手帳を呈示のうえ確認を受ける。 (1) (2) とともに各市町村において、手帳に利用自動車（対象障害者1人につき1台に限る）、割引措置の有効期限等の記載を受ける必要があります。
適用範囲	各高速道路株式会社の管理する有料道路
割引率	通常料金の5割（ただし、端数が生じる場合は、10円単位で切上げ）
窓口	市町村

※各地方道路公社や地方自治体が管理する有料道路の減免については、それぞれの道路管理者にお問い合わせください。

高齢運転者等専用駐車区間制度（専用場所駐車標章）

※平成22年4月19日から導入された制度です。

内容	<p>公安委員会が道路上へ設置した「専用駐車区間」へ、公安委員会から標章の交付を受けた高齢運転者等の方が運転する普通自動車のみが駐車できる制度です。 ※国際シンボルマークを自動車に貼ることは異なります。 ※県内の「高齢運転者等専用駐車区間」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市内：前橋公園 さちの池北側 ・高崎市内：高崎公園北側 <p>等、18カ所です。詳しい設置区間については、県警ホームページ、警察本部交通規制課、又は最寄りの警察署にてご確認ください。 ※標章交付を受けていない車両や標章の掲示がない車両は駐車できません。 （高齢運転者等専用駐車区間に高齢運転者等標章を掲示していない方が駐車した場合は駐車違反となり、他の場所より2,000円高い反則金・放置違反金が課されます。）</p>	
対象者	<p>道路上に設置された「専用駐車区間」に駐車できる「専用場所駐車標章」の交付を受けられるのは下記の方です。</p> <p>◎普通自動車の運転免許証を持っている方で、下記の要件のいずれかに該当する方。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 70歳以上の方 (2) 身体障害者マーク対象者（肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方） (3) 聴覚障害者マーク対象者（両耳聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴力障害のある事を理由に免許に条件を付されている方） (4) 妊娠中又は出産後8週間以内の方 <p>※詳細については、警察本部交通規制課又は最寄りの警察署交通課へお問い合わせください。</p>	
窓口	<p>居住地を管轄する警察署</p> <p>※必要書類：運転免許証、自動車検査証</p> <p>※妊娠中又は出産後8週間以内の方は、上記必要書類の他に、妊娠の事実又は出産の日を証明できる書類（母子健康手帳等）が必要です。</p>	

思いやり駐車場利用証制度

<p>内容</p>	<p>スーパーマーケットや公共施設などに設置されている車いす使用者用駐車施設の適正利用を推進し、車いす使用者用駐車施設を本当に必要としている方が駐車しやすくなるように、平成 21 年 8 月から導入された制度です。</p> <p>「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づいて実施するもので、障害者、高齢者、難病患者、妊産婦の方で、県が定めた交付基準に該当する方に利用証を交付しています。</p> <p>交付された「思いやり駐車場利用証」は、県と協定を締結した協力施設の思いやり駐車場を利用する際に、利用証が外から見えるように車のルームミラーにかけてご利用ください。</p> <p>対象となる駐車場には専用のステッカーが掲示されています。</p> <p>「思いやり駐車場」の詳しい情報は、県のホームページでご確認ください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>【思いやり駐車場利用証】</p>  <p>長期利用証 (障害者等用)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【思いやり駐車場利用証】</p>  <p>短期利用証 (妊産婦用)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【思いやり駐車場ステッカー】</p>  <p>協力施設用ステッカー</p> </div> </div> <p>※この利用証は、同様の制度を実施している他の府県及び市でも利用することができます。</p>																																												
<p>対象者</p>	<p>「思いやり駐車場利用証」の交付を受けられるのは下記の方です。</p> <p>(1) 身体障害者手帳をもっている方で、下表に該当する方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">障害の区分</th> <th style="text-align: center;">障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">視覚障害</td> <td>1・2・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平衡機能障害</td> <td>3・5級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上肢不自由</td> <td>1・2級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下肢不自由</td> <td>1・2・3・4・5・6級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">体幹不自由</td> <td>1・2・3・5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1・2級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1・2・3・4・5・6級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">心臓機能障害</td> <td>1・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">じん臓機能障害</td> <td>1・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">呼吸器機能障害</td> <td>1・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td> <td>1・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小腸機能障害</td> <td>1・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1・2・3・4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肝臓機能障害</td> <td>1・2・3・4級</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 療育手帳の障害の程度が「A」の方</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が「1級」の方</p> <p>(4) 介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1・2・3・4・5」の方</p> <p>(5) 特定疾患医療受給者証又は特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方</p> <p>(6) 妊娠7ヶ月～産後6ヶ月の妊産婦の方</p>	障害の区分		障害の級別	視覚障害		1・2・3・4級	平衡機能障害		3・5級	上肢不自由		1・2級	下肢不自由		1・2・3・4・5・6級	体幹不自由		1・2・3・5級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級	移動機能	1・2・3・4・5・6級	心臓機能障害		1・3・4級	じん臓機能障害		1・3・4級	呼吸器機能障害		1・3・4級	ぼうこう又は直腸の機能障害		1・3・4級	小腸機能障害		1・3・4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1・2・3・4級	肝臓機能障害		1・2・3・4級
障害の区分		障害の級別																																											
視覚障害		1・2・3・4級																																											
平衡機能障害		3・5級																																											
上肢不自由		1・2級																																											
下肢不自由		1・2・3・4・5・6級																																											
体幹不自由		1・2・3・5級																																											
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級																																											
	移動機能	1・2・3・4・5・6級																																											
心臓機能障害		1・3・4級																																											
じん臓機能障害		1・3・4級																																											
呼吸器機能障害		1・3・4級																																											
ぼうこう又は直腸の機能障害		1・3・4級																																											
小腸機能障害		1・3・4級																																											
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1・2・3・4級																																											
肝臓機能障害		1・2・3・4級																																											
<p>窓口</p>	<p>県庁障害政策課、県保健福祉事務所、市町村、市町村社会福祉協議会、群馬県身体障害者福祉団体連合会、群馬県手をつなぐ育成会</p> <p>※障害の程度等を確認するため、該当する手帳等をお持ちください。(妊産婦の方は母子手帳)</p> <p>※代理で手続きを行う場合は、代理の方の身分証明書（運転免許書等）が必要です。</p> <p>※必要な申出書は、各窓口にあります。(県のホームページからダウンロードすることもできます)</p>																																												

利用証の全国的な利用（相互利用）について

利用証の利便性を高めることを目的に、全国の40府県1市（令和3年7月1日現在）が協定を結び、利用証の相互利用制度を実施しています。これによりそれぞれの地方公共団体で交付された利用証は、群馬県の思いやり駐車場をはじめ、相互利用を実施する全ての地方公共団体において利用できます。利用できる施設などの詳しい情報は、各府県のホームページをご覧ください。

◎ 地方公共団体における相互利用制度の実施状況（令和3年7月1日現在）

エリア名	地方公共団体名	実施数
北海道・東北	岩手県、秋田県、山形県、福島県、宮城県	5 県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県川口市	4 県 1 市
甲信越・北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県	6 県
東海	静岡県、三重県、岐阜県	3 県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	6 府県
中国・四国	島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	9 県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	7 県

駐車禁止除外指定車標章の申請

※平成21年4月1日から、下肢不自由の障害の級別が「1級から3級の1までの各級」から「1級から4級までの各級」に変更になりました。

内容	身体障害者等で歩行が困難な方が現に使用中の車両及び患者輸送車その他専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であって、その輸送に使用中のものを駐車禁止の規制対象から除きます。 ※国際シンボルマークを自動車に貼ることは異なります	
対象者	駐車禁止場所に駐車できる「駐車禁止除外指定車」標章の交付を受けられるのは下記の方です。 (1) 身体障害者手帳をもっている方で、下表に該当する方	
	障害の区分	障害の級別
	視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
	聴覚障害	2級及び3級
	平衡機能障害	3級
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由	1級から4級までの各級
	体幹不自由	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能
		移動機能
	心臓機能障害	1級及び3級
	じん臓機能障害	1級及び3級
	呼吸器機能障害	1級及び3級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
	小腸機能障害	1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
	肝臓機能障害	1級から3級までの各級
	(2) A判定の療育手帳をもっている方 (3) 1級の精神障害者保健福祉手帳をもっている方 (4) 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている色素性乾皮症の方	
窓口	居住地を管轄する警察署 ※必要書類 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し《2部》 ・歩行について記載のある医師の診断書（内臓機能障害者のみ）《原本とその写し1部》 ・住民票の写し、その他住所を疎明する書面《2部》	

国際シンボルマーク

障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。



このマークは「すべての障害者を対象にしている」ものです。
以下に注意してください。

- ・「駐車禁止除外指定車」とは異なります。
- ・車に貼る場合、道路交通法上の規制を免れるものではありません。
- ・駐車禁止場所への駐車は「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けてください。
(→P21 参照)
- ・障害者用駐車場への駐車要件は各駐車場管理者の判断となります。
- ・デザインを変形して使ったり、本来の趣旨とは違って使うことはできません。

建築物にマークを設置する際は、バリアフリー新法や人にやさしい福祉のまちづくり条例などの設置基準に基づき使用することを推奨しています。

<ステッカー販売・問い合わせ先>

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 (JSRPD)

162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523

ホームページ:日本障害者リハビリテーション協会 <http://www.jsrpd.jp/>

国際シンボルマークについて <http://www.jsrpd.jp/static/symbol/index.html>

身体障害者標識・聴覚障害者標識



【身体障害者標識】

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者は、普通自動車を運転する場合に、その肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれのあるときは、身体障害者標識を表示して普通自動車を運転するように努めなければなりません。



【聴覚障害者標識】

基準聴力(10mの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえること)を満たさない者で、聴覚障害のあることを理由にワイドミラー(特定後写鏡)装着の条件を付されている運転者は、聴覚障害者標識を自動車の前面と後面の所定の位置に表示して、普通自動車を運転しなければなりません。

この場合、他の自動車の運転者には、危険防止上やむを得ない場合を除き、これらの標識を表示している普通自動車に対する幅寄せや割込みが禁止されています。なお、標識は交通安全協会や大型量販店等で販売されています。

<問い合わせ先>

公益財団法人群馬県交通安全協会連合会(群馬県交通安全活動推進センター)

前橋市元総社町 80-14 TEL.027-252-0251

重度心身障害者医療費の助成(福祉医療)


対象者	下記のいずれかに該当する障害を有する方(市町村に申請し、福祉医療費受給資格者証の交付を受けることが必要です。) (1)国民年金1級相当 (2)身体障害者手帳1・2級(複合する障害によるものを含む。) (3)療育手帳A (4)特別児童扶養手当1級
内容	病院などで医療を受けた場合に医療保険の自己負担分を助成します。
窓口	市町村(保険証と年金証書等の障害の程度を証する書類を持参して申請してください。)

※入院時食事療養費標準負担額は受診時に「標準負担額減額認定証」を提示した場合のみ助成対象となります。
※市町村により対象者が異なる場合がありますので、詳しくは市町村窓口にお問い合わせください。


日常生活自立支援事業(福祉サービス利用支援事業)

対象者	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分ではないため、日常生活上の必要な事項を自己の判断で適切に行うことが困難で、かつ、本事業にかかる契約の内容について判断できる能力を有していると認められる方
内容	福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理など
窓口	市町村社会福祉協議会

ヘルプマークの交付

内容	<p>「ヘルプマーク」は、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。</p> <p>群馬県では、「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に定める「障害者が必要な支援を求めやすい社会」を実現するための一助となるよう、ヘルプマークの普及に取り組んでいます。</p>	
対象者	群馬県内に居住している方で、ヘルプマークを提示することにより、援助又は配慮を必要としていることを周囲に知らせたい方	
窓口	<p>県庁障害政策課、県保健福祉事務所、市町村、心身障害者福祉センター、発達障害者支援センター、こころの健康センター、群馬県社会福祉協議会、群馬県身体障害者福祉団体連合会、群馬県精神障害者家族会連合会、群馬県知的障害者福祉協会、群馬県手をつなぐ育成会</p> <p>※窓口において所定の確認票にご記入いただきます。確認票を事前に記入して持参したい方は、県のホームページからダウンロードできます。</p> <p>※手数料は無料、1人につき1個限りです。</p>	

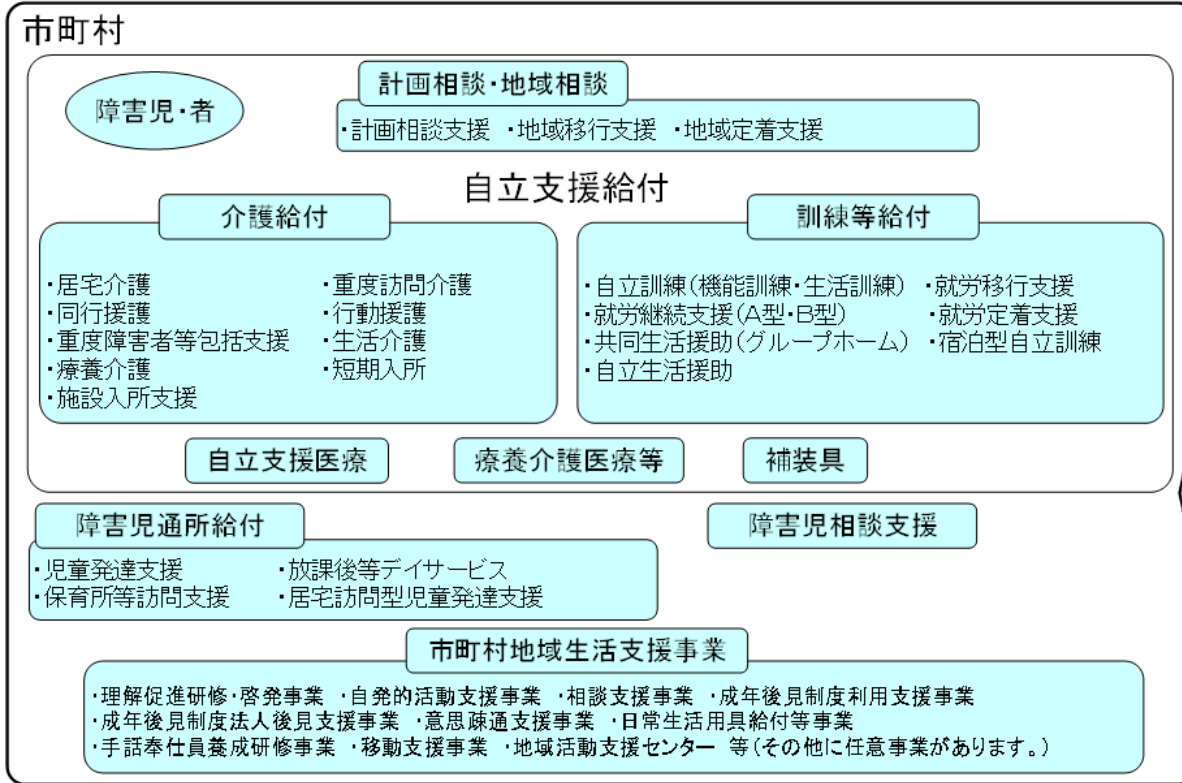
ヘルプカードの交付

内容	<p>緊急連絡先や必要な支援内容などが記載された「ヘルプカード」は、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めためるためのものです。</p> <p>ヘルプカードは、特に、聴覚障害や内部障害、知的障害の方など、一見、障害があるとはわからない方が周囲に支援を求めるときに有効です。</p> <p>群馬県では、「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に定める「障害者が必要な支援を求めやすい社会」を実現するための一助となるよう、ヘルプカードの普及に取り組んでいます。</p>	
窓口	<p>県庁障害政策課、県保健福祉事務所、市町村、心身障害者福祉センター、発達障害者支援センター、こころの健康センター、群馬県社会福祉協議会、群馬県身体障害者福祉団体連合会</p> <p>※窓口での配布のほか、県のホームページからダウンロードして使用することもできます。</p> <p>※手数料は無料、1人につき1個限りです。</p>	

障害福祉サービス等の概要

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）は、地域社会の共生に向けて、障害のある人が、日常生活及び社会生活を安心して営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うための法律です。

総合的な自立支援システム



群馬県

・専門性の高い相談支援事業・専門性の高い意思疎通支援事業
・広域的な支援事業等（その他に任意事業があります。）

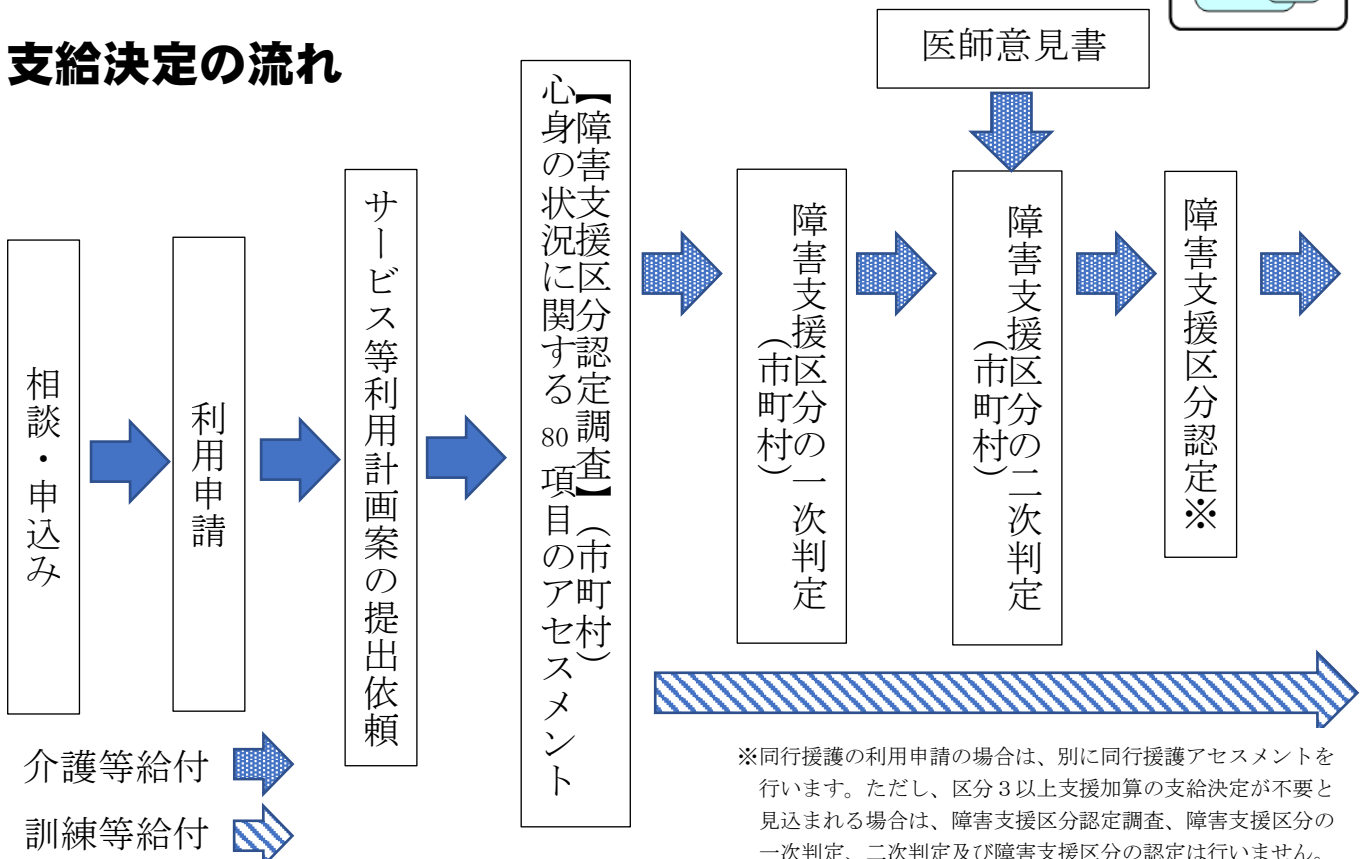
県地域生活支援事業

支援

・福祉型児童入所支援
・医療型児童入所支援

障害児入所給付

支給決定の流れ



※同行援護の利用申請の場合は、別に同行援護アセスメントを行います。ただし、区分3以上支援加算の支給決定が不要と見込まれる場合は、障害支援区分認定調査、障害支援区分の一次判定、二次判定及び障害支援区分の認定は行いません。

利用者負担のしくみ

利用者負担は、応能負担（最大でも1割負担）となっています。低所得の方等に配慮した軽減策が講じられており、主な軽減制度は次のとおりです。

【医療型個別減免】

医療型障害児入所施設や療養介護の利用に対して、20歳以上の入所者の場合は、市町村民税非課税世帯、20歳未満の入所者の場合は、全ての所得区分の方を対象として、定率負担の個別減免が行われます。

【高額障害福祉サービス等給付費等】

同じ世帯で障害福祉サービス等を利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険サービスを併用した場合、補装具の購入等をした場合、また、障害児が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを併用した場合で、基準額を超えたときに高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます。

※介護保険サービスの利用者負担の軽減（償還）

65歳に達する日前5年間にわたり、次の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）に係る支給決定を受けていた障害者であって、次の介護保険サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護）を受けているもののうち、当該障害者が65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」（低所得等）に該当し、障害支援区分2以上であり、65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったことが要件となります。

【補支給付】（支給決定時に20歳以上の施設入所者）

低所得等の人に、食費・光熱水費の実費負担について、手元に一定の額が残るよう、補支給付が行われます。

【補支給付】（支給決定時に20歳未満の施設入所者）

食費・光熱水費の実費負担について、地域で子どもを養育するために通常要する程度の負担となるよう、補支給付が行われます。

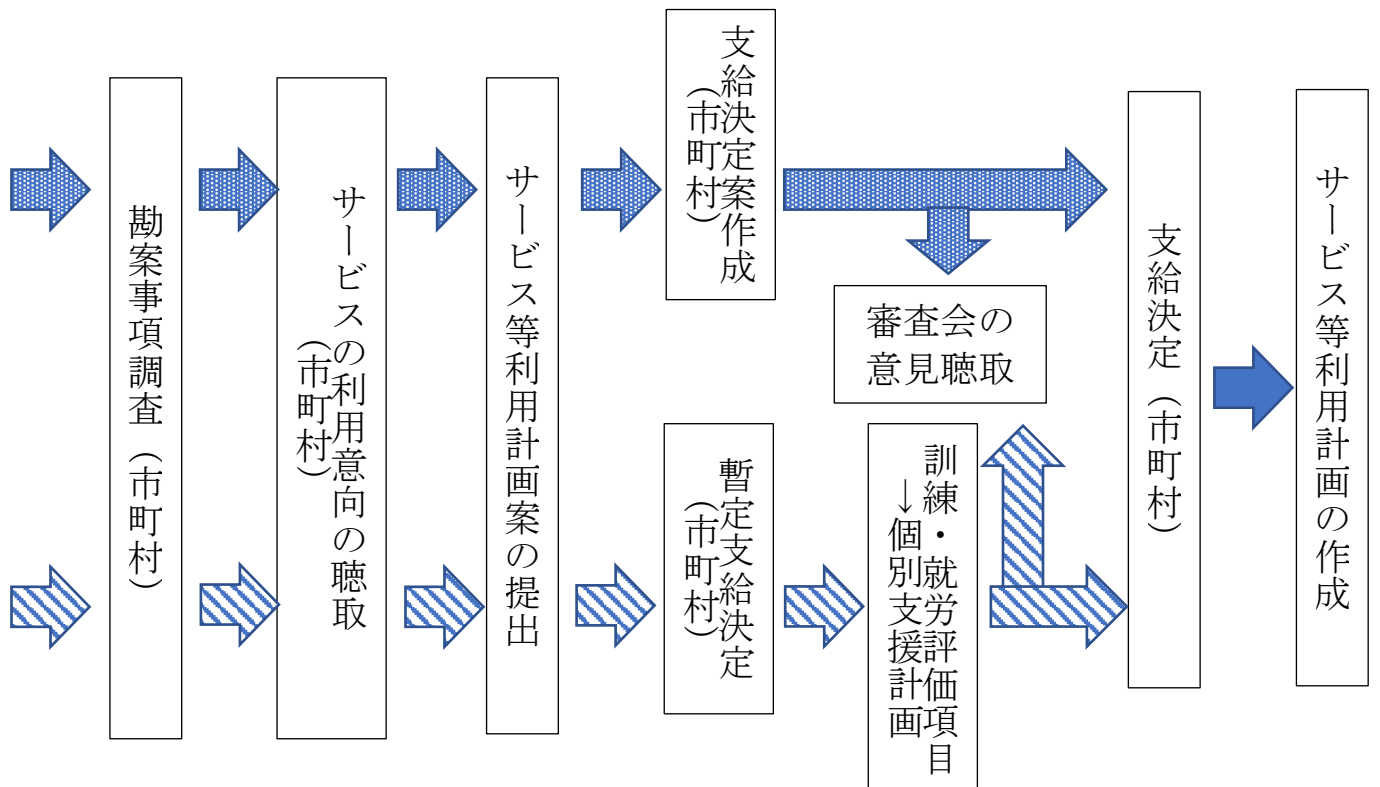
【補支給付】（グループホーム入居者）

グループホームを利用する低所得等の人には、家賃の実費負担を軽減するため、月1万円を上限とする補支給付が行われます。

【食費の人件費支給による軽減】

通所施設では、低所得、一般世帯（所得割16万円未満）の場合、食費負担のうち人件費分が支給され、食材料費のみの負担となります。

区分	区分の説明	負担上限
生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、所得割16万円（障害児及び20歳未満の施設入所者は28万円）未満の方	居宅で生活する障害児 4,600円
		居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者 9,300円
一般2	上記以外の方	37,200円



障害者総合支援法による自立支援給付

窓口：市町村

介護給付	訪問系	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由の方又は重度の知的障害の方若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。
		同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方が外出する際、必要な情報提供や介護を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する際、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い方に居宅介護等の複数サービスを包括的に行います。
	日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
		短期入所 (ショートステイ)	介護を行う方が、病気・出産・事故・冠婚葬祭等により一時的に障害者を介護できなくなった場合入浴、食事の介護その他必要な支援を行います。
	居住支援系	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	日中活動系	自立訓練 (機能訓練)
自立訓練 (生活訓練)			自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労移行支援			一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型			一般企業等での就労が困難な方に、雇用して就労機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型			一般企業等での就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援			一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
居住支援系		自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	18歳以上の障害者が数人による共同生活を行い、家庭的な雰囲気のもと、日常生活における相談支援や食事・入浴等の介護を受けながら、地域で自立した生活をするための支援を行います。
		宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
計画相談 地域相談		計画相談支援 (特定相談支援)	障害福祉サービス等を適切に利用するための計画を作成します。
	地域移行支援 地域定着支援 (一般相談支援)	入所又は入院している障害者の地域における生活への移行や、障害者の地域での生活支援を行います。	

児童福祉法による給付

窓口：市町村（障害児入所給付は、県（児童相談所））

障害児 通所給付	児童発達支援	未就学の障害児に対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、通所により、授業の終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	通所が困難な障害児を対象に、居宅訪問による児童発達支援サービスを行います。
障害児 入所給付	福祉型児童入所支援	18歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識・技能の訓練を行います。
	医療型児童入所支援	18歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識・技能の訓練及び治療を行います。
障害児相談支援		障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成します。
児童発達支援センター		未就学の障害児に対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

県内事業所一覧

サービス名	HP 一覧掲載		
	県	前橋市	高崎市
居宅介護	○	○	○
重度訪問介護	○	○	○
同行援護	○	○	○
行動援護	○	○	○
重度障害者等包括支援	—	—	—
生活介護	○	○	○
療養介護	○	—	○
短期入所（ショートステイ）	○	○	○
施設入所支援（障害者支援施設）	○	○	○
自立訓練（機能訓練）	○	○	○
自立訓練（生活訓練）	○	○	○
就労移行支援	○	○	○
就労継続支援A型	○	○	○
就労継続支援B型	○	○	○
就労定着支援	○	○	○
自立生活援助	○	—	—
共同生活援助（グループホーム）	○	○	○
宿泊型自立訓練	○	—	○
計画相談支援（特定相談支援）	○	○	○
地域移行支援・地域定着支援（一般相談支援）	○	○	○
児童発達支援	○	○	○
放課後等デイサービス	○	○	○
保育所等訪問支援	○	○	○
居宅訪問型児童発達支援	—	—	—
福祉型児童入所支援	○	—	—
医療型児童入所支援	○	—	○
障害児相談支援	○	○	○
児童発達支援センター	○	○	○
群馬県 https://www.pref.gunma.jp/page/202973.html 	前橋市 https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shogaifukushi/gyomu/4/4205.html 	高崎市 https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010901125/ 	

身体・知的・精神障害者共通事項

短期入所事業

対象者	市町村の支給決定を受けた障害者（児）
内 容	介護を行う者が、病気・出産・事故・冠婚葬祭などにより一時的に障害者を介護できなくなった場合、施設でお世話します。
費 用	原則としてサービスにかかる費用の1割を利用者が負担
窓 口	市町村 ※介護保険被保険者については、介護保険からの給付が優先となります。

ホームヘルパーの派遣

対象者	市町村の支給決定を受けた障害者（児）
内 容	(1) 入浴・排せつ・食事・通院等の身体介護 (2) 調理・洗濯・掃除・買物等の家事援助 (3) 生活に関する相談助言
費 用	原則としてサービスにかかる費用の1割を利用者が負担
窓 口	市町村 ※介護保険被保険者については介護保険からの給付が優先となります。

特定求職者雇用開発助成金

内容	公共職業安定所等の紹介により、障害者を雇用した事業主が一定の条件を満たした場合、事業主に助成金が支給されます。
窓口	公共職業安定所

障害者委託訓練

内容	障害のある人の職業能力開発のため、就職の促進に資する知識・技能を習得するための集合型訓練を、民間の教育機関等に委託して実施するほか、事業所の現場を活用した実践的な職業訓練を企業等に委託して実施します。
窓口	公共職業安定所

身体障害児者向け事業

身体障害者手帳の交付

対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方
内 容	障害の程度によって1級から6級までに区分されます。この手帳はいろいろな福祉制度を利用するために必要なものです。
窓 口	市町村

自立支援医療(更生医療)の給付

対象者	18歳以上の身体障害者手帳をもっている方(要判定)
内 容	生活上の便宜を図るために、障害を軽くしたり、機能を回復することができるような医療を受けられます。(角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析医療、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)、肝臓移植術(抗免疫療法を含む)など)
費 用	世帯の課税状況により一部自己負担が生じます。
窓 口	市町村

★自立支援医療(育成医療)の給付 ★印は児童のみを対象とした事業です。

対象者	児童福祉法第4条第2項に規定する障害児で、治療により確実な治療効果が期待できる方
内 容	生活上の便宜を図るために、障害を軽くしたり、機能を回復することができるような医療を受けられます。(角膜手術、関節形成手術、口蓋裂等に対する形成術、外耳形成手術、心臓手術、肝臓移植術(抗免疫療法を含む)など)
費 用	世帯の課税状況により一部自己負担が生じます。
窓 口	市町村 ※更生医療と同様です。

特定医療(指定難病)の給付

対象者	厚生労働省により指定されている疾患により医療を受けている方 (※一定の診断基準及び重症度基準があります) 対象疾患(338疾患) ※以下の厚生労働省のホームページをご確認ください。 厚生労働省ホームページ： http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html
内 容	都道府県知事が指定した医療機関において上記疾患に関する保険診療を受けた場合に自己負担分を助成します。ただし、所得等に応じて、一部自己負担が生じます。
窓 口	県保健福祉事務所・前橋市保健所・高崎市保健所

特定疾患医療の給付

対象者	下表の疾患により医療を受けている方(※一定の認定基準があります) ・スモン ・難治性肝炎のうち劇症肝炎 ・重症急性膵炎 ・プリオン病のうち、クロイツフェルト・ヤコブ病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)
内 容	契約した医療機関において上記疾患に関する保険診療を受けた場合に自己負担分を助成します。
窓 口	県保健福祉事務所・前橋市保健所・高崎市保健所

先天性血液凝固因子障害医療の給付

対象者	血友病等の疾患により医療を受けている原則20歳以上の方
内 容	県と契約した医療機関において、保険診療を受けた場合に自己負担分を助成します。
窓 口	県感染症・がん疾病対策課

★小児慢性特定疾病医療の給付

★印は児童のみを対象とした事業です。

対象者	<p>下表の疾患により医療を受けている18歳未満の方（※一定の認定基準があります） ただし、18歳に到達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、その後継続して治療が必要な場合は20歳未満まで。</p> <p>対象疾患：16疾患群（788疾病） 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病 先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患</p>
内容	指定医療機関において、上記疾患に関する保険診療を受けた場合にその治療費の自己負担分の一部を助成します。
窓口	県保健福祉事務所・前橋市保健所・高崎市保健所

重度身体障害者(児)住宅改造費補助

対象者	<p>下肢機能障害（1・2級）、体幹機能障害（1・2級）、下肢及び体幹機能障害（1・2級）、上肢機能障害（1・2級。ただし、両上肢ともに4級以上の障害を有する場合に限る）又は視覚障害（1級）の身体障害者手帳をもっている方がいる世帯。ただし、当該年度分市町村民税所得割額160,000円未満の世帯。</p>
内容	玄関・台所・浴室・トイレなどを改造するための費用の6分の5（補助額上限50万円）を、県と市町村で補助します（原則として1人1回のみ）。なお、新築・増築については対象となりません。
窓口	市町村

じん臓機能障害者等通院交通費補助

対象者	<p>(1) じん臓機能障害の身体障害者手帳をもち、医療機関に通院して人工透析療法による医療を受けている方 (2) 小腸機能障害の身体障害者手帳をもち、医療機関に通院して中心静脈栄養法等による医療を受けている方 ただし、他の法令等による通院交通費の給付を受けておらず、当該年度の市町村民税非課税の者</p>
内容	人工透析療法及び中心静脈栄養法等による医療を受けるために、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成します。
助成額	<p>通院距離により月2,600円～5,200円を上限とする額 ※市町村により助成額が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。</p>
窓口	市町村

手話通訳者・要約筆記者の派遣

対象者	聴覚障害者、障害者福祉団体及び聴覚障害者との意思疎通を必要とする方
内容	家庭生活・社会生活における意思疎通（コミュニケーション）が円滑に行われるよう、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
窓口	市町村

字幕入り映像ライブラリー

対象者	聴覚障害者（児）及びその保護者、聴覚障害者団体等
内容	テレビ番組、映画などに字幕や手話を挿入したビデオ・DVDの貸出を行います。
利用料	無料
窓口	<p>聴覚障害者コミュニケーションプラザ ○所在地：371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター3階 ○電話番号：027-255-6633 ○FAX：027-255-6634</p>

聴覚障害者向け情報機器の貸し出し

聴覚障害の意思疎通（コミュニケーション）手段を確保するため、情報機器を貸し出します。

品目	磁気テープ、双方向呼出器、プロジェクター、ロールスクリーン、ビデオカメラ、パソコン、OH C、ポータブルDVDプレーヤー等
窓口	聴覚障害者コミュニケーションプラザ ○所在地：371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 3階 ○電話番号：027-255-6633 ○FAX：027-255-6634

ガイドヘルパーネットワーク

社会生活上必要な外出をする場合に、目的地においてガイドヘルパーを派遣します。

対象者	重度の脳性麻痺等全身性障害者及び視覚障害者で、都道府県・指定都市間を移動する場合に、付添いの得られない方
費用	ガイドヘルパーの交通費等について、利用者の負担になります。
窓口	群馬県視覚障害者福祉協会 ○所在地：371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 1階 ○電話番号：027-255-6677 ○FAX：027-255-6678

身体障害者補助犬の給付

訓練施設入所等により補助犬を使用する訓練を受け補助犬に必要な能力の認定後給付されます。

対象者	身体障害者手帳をもつ満18歳以上で主に次の要件に該当する方 (1) 盲導犬：視覚障害（1級） (2) 介助犬：上肢、下肢又は体幹機能障害（1・2級） (3) 聴導犬：聴覚障害（2級）
窓口	県保健福祉事務所

盲ろう者向け通訳・介助員派遣

対象者	身体障害者手帳の内容が、次のいずれかの方 (1) 視覚障害1級かつ聴覚障害2～4級 (2) 視覚障害2級かつ聴覚障害2～3級 (3) 視覚障害3級かつ聴覚障害2級
内容	盲ろう者（視覚障害及び聴覚障害の重複障害者）の意思伝達や日常生活、コミュニケーションの支援のため、専門知識を有する盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。
窓口	群馬県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事務所（特定非営利活動法人群馬盲ろう者つるの会） ○所在地：373-0853 太田市浜町 66-47 ○電話：0276-30-3210 ○FAX：0276-47-9550

視覚障害者社会参加促進事業

対象者	身体障害者手帳をもっている視覚障害者
内容	視覚障害者、中途視覚障害者に対して自立した生活に必要な訓練を行います。
窓口	群馬県視覚障害者福祉協会 ○所在地：371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 1階 ○電話番号：027-255-6677 ○FAX：027-255-6678

点字郵便物等の無料配達

点字郵便物及び特定録音物等郵便物については、無料で発送を行うことができます。（速達等の特殊取扱は有料になります。）

内 容	点字郵便物（点字のみを掲げたものを内容とするもの）及び特定録音物等郵便物（盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、展示出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（日本郵便（株）が指定した施設〔※〕に限ります。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの）の料金が無料となります。 〔※〕日本郵便（株）のホームページ又はお近くの郵便局にてご確認ください。
利用条件	郵便物の表面の左上部（横に長いものにあつては、右上部）に「点字用郵便」の文字を明瞭に記載したうえで、内容品が確認できるよう開封のまま郵便局にて発送の手続きを行ってください。
窓 口	各郵便局

点字図書・録音図書の貸し出し

視覚障害者を対象に、点字図書・録音図書の貸し出しをします。

対象者	視覚障害者（児）で点字図書館に利用登録した方
内 容	文学・自然科学・社会科学・歴史地理・雑誌等の点字図書、録音図書（テープ・CD（デジタルCD図書を含む））及びDVD映画用音声解説CDの貸出を行います。
費 用	無料
窓 口	群馬県立点字図書館 ○所在地：371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター3階 ○電話番号：027-255-6567 ○FAX：027-280-4103

デジター（CD）録音図書再生機の貸し出し

視覚障害者がデジター（CD）録音図書を聞くための再生機の貸し出しをします。

対象者	視覚障害者（児）で点字図書館に利用登録した方
品 名	プレクストーク（PTN2またはPTN3）
貸出期間	3ヶ月（必要により延長は可能）
費 用	無料
窓 口	群馬県立点字図書館 ○所在地：371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター3階 ○電話番号：027-255-6567 ○FAX：027-280-4103

補装具費の支給

対象者	身体障害者手帳を持っている方、身体障害児、難病患者等（要判定）※難病患者等については、政令に定める疾病に限る								
種 類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>種目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肢体不自由（主に）</td> <td>義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置</td> </tr> <tr> <td>視覚障害</td> <td>視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注：介護保険法の定めるものと障害者総合支援法で定めるものが共通する場合、介護保険による貸与が優先されます。</p>	障害区分	種目	肢体不自由（主に）	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置	視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡	聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）
障害区分	種目								
肢体不自由（主に）	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置								
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡								
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）								
支給額	補装具の購入又は修理に要した費用の額（基準額）から利用者負担額（原則1割）を除いた額								
窓 口	市町村								

★難聴児補聴器購入支援事業

★印は児童のみを対象とした事業です。

対象者	次の全ての要件を満たす18歳未満の方 ①群馬県内に住所があること ②両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳（補装具費）の交付対象にならないこと ③補聴器の装用が必要であると、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関の医師の診断を受けていること ※次のいずれかに該当する場合には、対象外となります。 ・難聴児の属する世帯内に市町村民税の所得割の額が46万円以上の世帯員がいる場合 ・労働者災害補償保険法の規定に基づき、補聴器の購入に要する費用の助成を受けられる場合
内容	新たに補聴器を購入する場合、購入費用の一部を補助します。（原則として、装用効果の高い側の耳に装用する1個とする。ただし、教育上、生活上において真に必要と専門医が認めた場合は、両耳装用する2個とする。）なお、修理等については対象となりません。
補助額	別途定める基準額の範囲内で購入費用の2/3（1,000円未満の端数切捨て）
窓口	市町村

日常生活用具の給付・貸与

内容	原則として、在宅の身体障害者・児、難病患者等に対し、日常生活用具を支給します。ただし、程度により給付できる品目が異なります。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、訓練いす、訓練用ベッド、特殊尿器、入浴担架、入浴補助用具、体位変換器、携帯用会話補助装置（音声言語障害も）、移動用リフト、歩行支援用具、居宅生活動作補助用具、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、収尿器等 ※<u> </u>の種目について、介護保険被保険者は、介護保険が適用となります。</td> </tr> <tr> <td>視覚障害</td> <td>視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、点字タイプライター、電磁調理器、盲人用体温計、視覚障害者用拡大読書器、点字図書、盲人用体重計、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ（聴覚と重複）、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字器、情報・通信支援用具等</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置等</td> </tr> <tr> <td>内部障害</td> <td>透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、ストーマ装具等</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害</td> <td>人工咽頭等</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>火災警報器、自動消火器等</td> </tr> <tr> <td>貸与</td> <td>福祉電話、ファックス等</td> </tr> <tr> <td>共同利用制度</td> <td>視覚障害者用ワードプロセッサ（点字図書館・身体障害者福祉センターに設置）</td> </tr> </tbody> </table>	障害区分	品目	肢体不自由	便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、訓練いす、訓練用ベッド、特殊尿器、入浴担架、入浴補助用具、体位変換器、携帯用会話補助装置（音声言語障害も）、移動用リフト、歩行支援用具、居宅生活動作補助用具、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、収尿器等 ※ <u> </u> の種目について、介護保険被保険者は、介護保険が適用となります。	視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、点字タイプライター、電磁調理器、盲人用体温計、視覚障害者用拡大読書器、点字図書、盲人用体重計、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ（聴覚と重複）、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字器、情報・通信支援用具等	聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置等	内部障害	透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、ストーマ装具等	音声機能障害	人工咽頭等	共通	火災警報器、自動消火器等	貸与	福祉電話、ファックス等	共同利用制度	視覚障害者用ワードプロセッサ（点字図書館・身体障害者福祉センターに設置）
障害区分	品目																		
肢体不自由	便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、訓練いす、訓練用ベッド、特殊尿器、入浴担架、入浴補助用具、体位変換器、携帯用会話補助装置（音声言語障害も）、移動用リフト、歩行支援用具、居宅生活動作補助用具、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、収尿器等 ※ <u> </u> の種目について、介護保険被保険者は、介護保険が適用となります。																		
視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、点字タイプライター、電磁調理器、盲人用体温計、視覚障害者用拡大読書器、点字図書、盲人用体重計、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ（聴覚と重複）、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字器、情報・通信支援用具等																		
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置等																		
内部障害	透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、ストーマ装具等																		
音声機能障害	人工咽頭等																		
共通	火災警報器、自動消火器等																		
貸与	福祉電話、ファックス等																		
共同利用制度	視覚障害者用ワードプロセッサ（点字図書館・身体障害者福祉センターに設置）																		
	※市町村によって、給付品目が異なる場合があります。																		
費用	一部負担していただくことがありますので、市町村にお問い合わせください。																		
窓口	市町村																		

★車いすリサイクル事業 ★印は児童のみを対象とした事業です。

対象者	18歳未満の児童で、群馬県内に住所を有する方、もしくは群馬県内の施設等を利用されている方 ※補装具として車いすの交付を受けられる方はそちらが優先されます。ただし、補装具が交付されるまでの間、もしくは交付を受けていても、なお車いすを必要とする場合は対象とします。		
内容	肢体不自由児施設等に委託し、不用となった車いすを回収・修理して、車いすを必要とする児童に譲渡又は貸与します。		
費用	無料（ただし、運搬にかかる費用は自己負担）		
窓口	委託先施設		
	施設名	所在地	電話番号
	群馬整肢療護園	高崎市足門町 146-1	027-373-2277
	両毛整肢療護園	桐生市広沢町 1-2648	0277-54-1182
	療育センターきぼう	みどり市大間々町大間々22-4	0277-73-2605

改造自動車に係る消費税の非課税

対象	対象となる自動車は以下のものです。 (1) 身体障害者本人の身体の状態に応じた一定の補助手段が講じられている自動車 (2) 車いす等を使用する方を車いす等とともに搬送できるよう車いす等昇降装置を装備し、かつ車いす等の固定に必要な手段を施した自動車
内容	上記の改造を施した自動車の譲渡代金が非課税になります。なお、いったん一般自動車を購入し、その後改造を行う場合には、改造代金のみが非課税になります。

介護用車両購入費用の助成

内容	在宅で生活する身体障害者等の介護を行う家族などが、当該障害者等を同乗させて外出するために介護用車両を購入する場合、又は所有する車両を介護用福祉車両に改造する場合に要した費用の一部を補助する制度。 対象者や補助額等については、各市町村によって異なるため、詳細については、市町村窓口でご確認ください。
窓口	市町村 ※一部の市町村では実施しておりませんので、市町村窓口で確認してください。

身体障害者教習用自動車貸与

内容	肢体不自由の方が教習所で改造車による教習を受けられるよう、下記の群馬県公安委員会指定自動車教習所に身体障害者用教習車を貸与しています。				
	<貸与教習所及び身体障害者教習用自動車一覧>				
	自動車教習所	電話	自動車	排気量	総重量
	前橋自動車教習所	027-233-1155	ランサー	1800cc	1.5 t 以下
	館林自動車教習所	0276-72-3524	コロナ	1800cc	1.5 t 以下
	伊勢崎自動車教習所	0270-24-1515	コンフォート	1800cc	1.5 t 以下
	南渋川自動車教習所	0279-22-1945	カムリ	1800cc	1.5 t 以下
	西毛自動車教習所	0274-62-3711	ブルーバード	1800cc	1.5 t 以下

障害者のパソコン相談・機器体験

内 容	(1) 相談窓口：パソコンや障害者向け機器・ソフトの紹介、パソコン使用上の相談などを電話、FAX、メールで受け付けます。 (2) 機器の体験：インターネットが利用可能なパソコンを8台設置。障害者向け機器も接続されており、自由に体験できるほか、機器購入の際のアドバイスをを行います。
開館日	月～金曜日＝午前9時～午後5時 ※閉館日＝土、日曜日、祝日、年末年始
窓 口	群馬県障害者情報化支援センター ○所在地 : 371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 2階 ○電話・FAX : 027-251-7129 ○ホームページ : http://www8.wind.ne.jp/gunma-johocenta/ ○メール : gunma-johocenter@xp.wind.jp

在宅重度身体障害者出張パソコン講習

内 容	○在宅の重度身体障害者に対し自宅に講師が訪問し、パソコンの基礎的操作の講習を行います。 ○受講者のほか、講師希望者も随時受付けています。
受講条件	次の全てを満たす方は受講できます。 (1) 1級の身体障害者手帳を有する (2) 群馬県内に居住（施設入所者を除く） (3) パソコン初心者
講師条件	次の全てを満たす方は講師になることができます。 (1) パソコン操作の基礎的知識がある (2) 現にインターネットを利用し、自分のメールアドレスを持っている (3) 障害者福祉に対し、理解と協力の意思がある
窓 口	群馬県障害者情報化支援センター ○所在地 : 371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 2階 ○電話・FAX : 027-251-7129 ○ホームページ : http://www8.wind.ne.jp/gunma-johocenta/ ○メール : gunma-johocenter@xp.wind.jp

知的障害児者向け事業

療育手帳の交付

対象者	知的障害児（者）
内 容	知的障害児（者）に対して、一貫した指導相談を行い、各種の福祉制度を受けやすくするため手帳を交付します。
窓 口	市町村

★障害児子育て支援事業 ★印は児童のみを対象とした事業です。

対象者	在宅の心身障害児とその保護者															
内 容	団体が、担当する圏域について次の3つの事業を実施する団体に対して補助を行い、在宅の障害児の子育てを支援します。 ①障害児の相互交流を通して社会性を養う事業 ②保護者を対象にした研修事業 ③保護者相互の情報交換及び地域への啓発のための機関誌発行															
実施団体	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施団体名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>担当圏域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群馬県自閉症協会</td> <td>370-0864 高崎市石原町 3107-65（事務局）</td> <td>090-5503-7671</td> <td>高崎等</td> </tr> <tr> <td>日本ダウン症協会群馬支部</td> <td>373-0816 太田市東矢島町 102 番地</td> <td>080-4925-8739</td> <td>桐生等</td> </tr> </tbody> </table>				実施団体名	所在地	電話番号	担当圏域	群馬県自閉症協会	370-0864 高崎市石原町 3107-65（事務局）	090-5503-7671	高崎等	日本ダウン症協会群馬支部	373-0816 太田市東矢島町 102 番地	080-4925-8739	桐生等
実施団体名	所在地	電話番号	担当圏域													
群馬県自閉症協会	370-0864 高崎市石原町 3107-65（事務局）	090-5503-7671	高崎等													
日本ダウン症協会群馬支部	373-0816 太田市東矢島町 102 番地	080-4925-8739	桐生等													

日常生活用具の給付・貸与

内容	原則として、在宅の知的障害者・児に対し、日常生活用具を支給します。ただし、程度により給付できる品目が異なります。 【品目】電磁調理器、特殊便器、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器等 ※市町村によって、給付品目が異なる場合があります。
費用	一部負担していただくことがありますので、市町村にお問い合わせください。
窓口	市町村

精神障害者向け事業

精神障害者保健福祉手帳の交付

対象者	精神疾患を有する者（知的障害者を除く）のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
内 容	障害の程度によって1級から3級までに区分され、等級に応じた各種のサービスを受けることができます。
窓 口	市町村

自立支援医療（精神通院医療）の給付

対象者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方
内 容	精神障害で継続的な通院が必要な方が支払う医療費の一部について公費負担を行います。
費 用	世帯の市町村民税の課税状況により一部自己負担が生じます。
窓 口	市町村

日常生活用具の給付・貸与

内容	原則として、在宅の精神障害者に対し、日常生活用具を支給します。ただし、程度により給付できる品目が異なります。 【品目】 頭部保護帽、火災警報器、自動消火器等 ※市町村によって、給付品目が異なる場合があります。
費用	一部負担していただくことがありますので、市町村にお問い合わせください。
窓口	市町村

その他各種事業

在宅重度心身障害者等デイサービス事業 窓口：市町村

在宅の15歳以上の重度心身障害者又は介護している家族を対象に通所の場合としてデイサービスセンターを利用していただき、養護、日常生活訓練、機能訓練、介護技術指導等のサービスを提供します。

日中一時支援事業(登録介護者事業・サービスステーション事業)

窓口：市町村

対象者	在宅の重度知的・身体障害児(者)、在宅の中軽度知的・身体障害児(者)及び発達障害児(65歳以上の重度身体障害者及び中軽度身体障害者を除く)
内容	在宅の心身障害児(者)を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、市町村へ登録しておいた一定の資格を有する者及び団体(サービスステーション)に、その心身障害児(者)の介護を委託します。

日中一時支援事業(心身障害児集団活動訓練事業) 窓口：市町村

特別支援学校等に通学する心身障害児、発達障害児に対し、遊びや文化活動を通して集団活動、社会適応訓練・基礎的な育成指導等を行います。

障害者福祉ホーム 窓口：市町村

家庭環境、住宅事情等の理由によって現に住居を求めている障害者に、独立した生活を営む場を提供します。

地域活動支援センター 窓口：市町村

障害者総合支援法に基づき市町村が地域生活支援事業として実施する事業で障害のある人が通い、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図ります。

日中一時支援事業 (登録介護者事業・サービスステーション事業) https://www.pref.gunma.jp/page/1783.html 	日中一時支援事業 (心身障害児集団活動・訓練事業所) https://www.pref.gunma.jp/02/d4200206.html 
障害者福祉ホーム https://www.pref.gunma.jp/02/d4210016.html 	地域活動支援センター https://www.pref.gunma.jp/02/d4210124.html 

各種施設

のぞみの園

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に基づき、重度の知的障害者に対する自立のための日常生活上の支援を行います。

事業所名	郵便番号	事業所住所	電話番号	主たる障害種別	備考
国立のぞみの園	370-0865	高崎市寺尾町 2120-2	027-325-1501	知的	入所支援 230

身体障害者福祉センター

身体障害者福祉に関する各種相談・講習・機能訓練等を行います。

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
前橋市総合福祉会館	371-0017	前橋市日吉町 2-17-10	027-237-0101
高崎市総合福祉センター	370-0065	高崎市末広町 115-1	027-370-8822
高崎市心身障害者会館	370-0035	高崎市柴崎町 1746-1	027-346-8109
桐生市総合福祉センター	376-0006	桐生市新宿 3-3-19	0277-43-0183
太田市総合健康センター	373-0817	太田市飯塚町 1549-1	0276-48-9090

点字図書館

視覚障害者のための各種相談、点字・録音図書の制作、貸出、点訳・朗読奉仕員などのボランティアの養成等を行っています。

施設名	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号
群馬県立点字図書館	371-0843	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 3階	027-255-6567 027-280-4103
桐生市立点字図書館	376-0006	桐生市新宿 3-3-19	0277-45-0086 0277-46-4166

聴覚障害者コミュニケーションプラザ

聴覚障害者のための各種相談、テレビ番組、映画などに字幕や手話を挿入したビデオ・DVDや情報機器の貸出のほか手話通訳者、要約筆記者の養成等を行っています。

施設名	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号
群馬県聴覚障害者 コミュニケーションプラザ	371-0843	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 3階	027-255-6633 027-255-6634

県立補装具製作施設

義肢、車いす、その他の補装具の製作又は修理を行います。

施設名	郵便番号・所在地	電話番号 FAX
群馬県立義肢製作所	371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 2階	027-255-6853 027-255-6854

ふれあいスポーツプラザ

障害者及び高齢者がいつでも安心して利用できる総合スポーツレクリエーションセンターです。

所在地	379-2214 伊勢崎市下触町 238-3
電話	0270-62-9000
開館時間	9:00～20:00 (ただし、プールの使用は 10:00～19:00、7・8月は 19:30 まで)
休館日	月曜日、祝日の翌日、第2火曜日及び第4火曜日、年末年始(12月28日～1月4日)
施設内容	屋内プール、体育館、卓球室、トレーニング室、陸上競技場、アーチェリー場、テニスコート
利用料	障害者とその介護者は無料。65歳以上の人は一般の半額相当。



ゆうあいピック記念温水プール

障害者及び高齢者がいつでも安心して利用できる屋内プールです。

所在地	377-0006 渋川市行幸田 3011
電話	0279-25-3033
開館時間	5月から9月 9:00～20:00 (プール利用時間は、9:00～18:50) 10月から4月 10:00～19:00 (プール利用時間は、10:00～17:50)
休館日	月曜日、祝日の翌日、年末年始(12月28日～1月4日)、10月～4月は火曜日も休館
施設内容	メインプール(25m×5コース)、サブプール(重度の方でも利用できる浅いプールです。)
利用料	障害者とその介護者は無料。65歳以上の人は200円。



バリアフリーマークの紹介

私たちの身の回りには、様々なマーク（サイン）があります。表示されているマークには、それぞれ意味があり、国際的に定められたものや各障害者団体等が独自に提唱しているものもあります。これらのマークが持つ意味を正しく理解して、心のバリアフリーに努めましょう。



【 障害者のための国際シンボルマーク 】（紺地に白抜き）

このマークは障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。1969年に国際リハビリテーション協会の総会で採択されたもので、国際的に認知されています。使用については、日本障害者リハビリテーション協会の「国際シンボルマーク使用指針」に沿ったものとします。

（関係機関等：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会）

【 盲人のための国際シンボルマーク 】（紺地に白抜き）

このマークは、世界盲人連合が、1984年に採択したもので、国際的に認知されています。視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられているマークで、信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍・印刷物などに、設置・添付されています。

（関係機関等：社会福祉法人日本盲人福祉委員会）



【 聴覚障害者の国際マーク 】（紺地に白抜き）

このマークは、世界ろう連盟が、1979年に制定したもので、国際的に認知されています。定期刊行物やポスターに使用されており、また、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。

（関係機関等：世界ろう連盟）

【 ヘルプマーク 】

このマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要とすることを知らせるためのものです。もとは東京都が平成24年に作成したもので、平成29年7月20日にJIS Z8210（案内用図記号）に追加されました。

（関係機関等：東京都福祉保健局障害者施策推進部）



【 ほじょ犬マーク 】

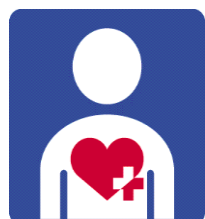
このマークは、厚生労働省が作成した、身体障害者補助犬の同伴を啓発するためのものです。補助犬は、「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」の総称です。身体障害者補助犬法の施行により、スーパーや飲食店などの一般的な施設にも補助犬が同伴できるようになりました。

（関係機関等：厚生労働省社会・援護局）

【 オストメイトマーク 】

このマークは、公益社団法人オストミー協会が独自に提唱しているもので、多目的トイレにオストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）のための設備があることを示しています。外見上、身体障害者であることがわかりにくいオストメイトが、多目的トイレなどを利用しやすくするため、トイレの入口に表示します。

（関係機関等：公益社団法人日本オストミー協会）



【 ハート・プラスマーク 】

このマークは、特定非営利活動法人ハート・プラスの会が独自に提唱しているもので、「身体内部に障害を持つ人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、免疫機能など）に障害を持つ方は、外見上わかりにくいいため、このマークによって周囲からの理解を求め、内部障害者、内部疾患者が快適に暮らせる環境を整備しようとするものです。

（関係機関等：特定非営利活動法人ハート・プラスの会）

令和5年7月 発行

群馬県健康福祉部 障害政策課

TEL:027-226-2634 社会参加推進係

027-226-2636 支援調整係

027-226-2638 地域生活支援係

027-226-2632 施設利用支援係

027-897-2648 精神保健室 精神保健・発達支援係

027-226-2640 精神保健室 精神医療係

FAX:027-224-4776

※本冊子のデータ(訂正等の情報を含む)は、県 HP に掲載します。

URL:<http://www.pref.gunma.jp/>(トップページ>健康・福祉>障害児・障害者>お知らせ)